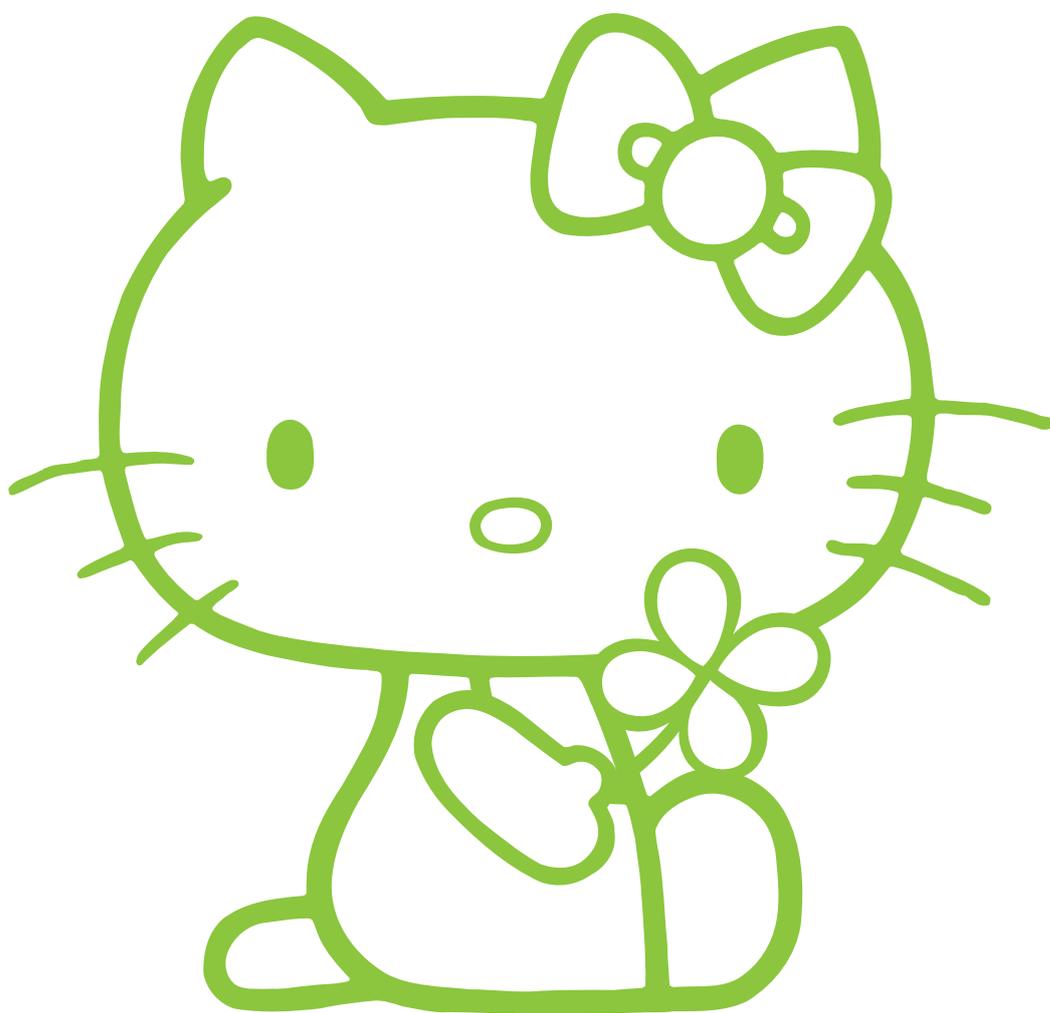


平成27年度決算のご報告

フコクしんらい レポート 2016



★ HELLO KITTY ★ ©1976, 2016 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. G500964



フコクしんらい生命保険株式会社

CONTENTS

ごあいさつ	1
企業理念・経営姿勢	2
トピックス	3
主要な経営指標等	4
CSRの取組み	12

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容	14
2 沿革	14
3 資本金の推移	14
4 株式の総数	14
5 株式の状況	14
6 主要株主の状況	15
7 店舗	15
8 経営の組織	15
9 役員の略歴	16
10 会計参与の氏名または名称	17
11 会計監査人の氏名または名称	17
12 従業員の在籍・採用状況	17
13 平均給与（内勤職員）	17
14 平均給与（営業職員）	17

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について	18
2 コンプライアンス（法令等遵守） 推進態勢について	21
3 第三分野保険の責任準備金の十分性の 確認について	22
4 個人情報等の保護について	23
5 勧誘方針について	26
6 反社会的勢力との関係を 遮断するための基本方針	27

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	28
2 契約者懇談会開催の状況	29
3 お客さまからのお申出と苦情の状況	30
4 金融ADR（裁判外紛争解決手続）について	31
5 ご契約者に対する情報提供の実態	31
6 商品に関する情報および デメリット情報の提供の方法	33
7 代理店教育・研修の概略	34
8 新規開発商品の状況	35
9 主な保険商品一覧	36
10 情報システムに関する状況	38

11 保険金・給付金のお支払状況について	38
----------------------	----

IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	39
--------------------------------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	40
2 損益計算書	41
3 キャッシュ・フロー計算書	42
4 株主資本等変動計算書	43
5 債務者区分による債権の状況	48
6 リスク管理債権の状況	48
7 元本補てん契約のある 信託に係る貸出金の状況	48
8 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	49
9 有価証券等の時価情報（会社計）	50
10 経常利益等の明細（基礎利益）	53
11 計算書類等についての 会計監査人による監査	54
12 財務諸表についての代表者による確認	54

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	55
2 保険契約に関する指標等	60
3 経理に関する指標等	63
4 資産運用に関する指標等	68
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	77

VII 特別勘定に関する指標等

特別勘定に関する指標等	77
-------------	----

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

保険会社およびその子会社等の状況	77
------------------	----

本誌は保険業法第111条にもとづき作成しております。

ご あ い さ つ



平成28年熊本地震に被災された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、平成27年度の日本経済は、原油価格の下落や各種政策の効果により、平成26年度に引き続き緩やかな回復基調にありましたが、中国をはじめとする新興国の景気が下振れし、世界的な景気悪化懸念が高まるなか、年度後半にかけては弱さも見られました。このような経済環境のもと、国内の長期金利においては、世界的なリスクオフの流れから日本国債へ国内外の資金が流入し、利回りが低位で推移するなか、平成28年1月に日本銀行がマイナス金利政策の導入を発表したことが利回りの低下に拍車をかけ、10年国債は史上最低を記録しました。

こうした経営環境のもと、当社は引き続き代理店チャネルによる保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャネルと金融機関代理店以外の一般代理店チャネルを事業の柱として経営を展開しました。

金融機関代理店チャネルによる保険販売については、全国の信用金庫をはじめとする金融機関と連携し、リスク管理に留意しつつ、一時払商品は終身保険および定額個人年金保険を、平準払商品は貯蓄性商品である定額個人年金保険や学資保険、保障商品である医療保険などの提供を行い、お客さまの貯蓄ニーズや市場環境などを背景に一時払商品、平準払商品ともに引き続き、前年度を上回る業績を挙げることができました。一般代理店チャネルによる保険販売については、業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店や来店型代理店などを通じて収入保障保険、終身保険、医療保険などを中心に提供を行いつつ、代理店の新設を推進し、市場の拡大に努めました。

お客さまサービス面では、平成28年4月4日より、お客さまの利便性の向上の一環として、お客さま相談窓口の受付時間の延長を行いました。

当社では、今後も引き続き、お客さま基点に立ったお客さまサービスの向上に努めるとともに、企業理念である「一翼をになう存在をめざして」にもとづき、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナー、延いては社会全体の一翼を担い得る存在になるよう努めてまいります。

平成8年に前身である共栄火災しんらい生命として事業を開始した当社は、今年の8月に、創業20周年を迎えます。これもひとえにお客さまをはじめ、パートナーの皆さまの多大なるご支援・ご協力あってのものと厚く御礼申し上げます。

本年もご契約者をはじめ皆さま方には、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社

代表取締役社長 山本 幹男

企業理念とコーポレートステートメント

当社は、企業理念として『一翼をになう存在をめざして』を掲げ、お客さまの生活をはじめ、パートナーの、延いては社会の一翼を担い得る存在となるべく努力してまいります。

一翼をになう存在をめざして

- ・お客さまの生活の一翼をになう存在として
- ・フコク生命グループの一翼をになう存在として
- ・社会の一翼をになう存在として
- ・パートナーの一翼をになう存在として
- ・職員の人生の一翼をになう存在として

また、企業理念のエッセンスを端的な言葉で表現した「smart life partner」をコーポレートステートメントとして定めています。

smart life partner

「ライフパートナー」という言葉には、お客さまと長く良好な関係を築いていきたいとの想いを込めています。また、「スマート」では、お客さまと長く良好な関係を築くために、お客さまのニーズを的確に察知し、機敏に行動に移すという価値を付加するとの私たちの強い意思を表現しています。さらには、お客さまの人生をスマートライフにするという意味と知恵を持った価値あるパートナーになりたいとの想いも込めており、これらを着実に実現していくことで、私たちは企業理念を体現し続けます。

経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、『Smart Insurance Company』をキーワードに、以下の5つの経営姿勢で臨みます。

Smart Insurance Companyをめざす経営

- ・スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- ・お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制でパートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- ・優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- ・会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創出する
- ・最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

企業理念の実現に向けて～パートナー(代理店)とともに～

企業理念の実現に向け、当社は、お客さまとの長いおつきあいの中で必要とされる保険商品やサービスを先がけて開発・提供するメーカーでなければならないと考えています。そのためには、お客さま一人ひとりの人生を、当社にとって大切なパートナーである代理店*の皆さまとともにみつめ続けていくことが重要となります。

こうした考えのもと、当社は、代理店と当社がお客さまと長くおつきあいできるよう、商品ラインナップの充実に加え、募集支援、研修支援の強化などを図り、ご提供する価値の向上に努めてまいりました。

これからも、代理店の皆さまとともにお客さまと歩み、“一翼をになう存在”をめざしてまいります。

※当社代理店には金融機関代理店と一般代理店があります(平成28年3月末現在1,548店)。

金融機関代理店…フコク生命グループとして長くおつきあいさせていただいている全国の信用金庫が中心となっています。

一般代理店…金融機関代理店以外の代理店であり、共栄火災の損保代理店や来店型の代理店が中心となっています。

平成28年熊本地震に対する取組み

平成28年熊本地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社では災害救助法適用地域において、保険料の払込猶予期間の延長などの各種お取扱いを行っています。詳細につきましては、以下のお客さま相談窓口までお問い合わせください。

お客さま相談窓口

電話番号：0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

※上記内容は、平成28年7月時点のものです。

信用金庫へ提供の医療保険のネーミング変更～ハローキティの医療保険～

生命保険窓販商品として信用金庫を通じて販売しております解約返戻金抑制型医療保険の販売名称を、お客さまにより親しみをお持ちいただけるよう、平成28年5月2日より「フコクしんらい医療保険」から「ハローキティの医療保険」に変更しました。同じく信用金庫を通じて販売している「ハローキティの学資保険」(正式名称：学資保険)とのブランドの統一を図っています。

今後も引き続き、お客さまにとって親しみやすい商品を提供してまいります。



「お客さま相談窓口」の受付時間延長

平成28年4月4日より、お客さまサービス向上の一環として、「お客さま相談窓口」(0120-700-651[通話料無料])の受付時間を、「平日9:00～17:00」から「平日9:00～18:00」に延長しました。

引き続きお客さまのご要望にお応えしていくため、「お客さま基点」に立った業務改善に取り組み、お客さまサービスの質の向上に努めてまいります。

Webサイトの全面リニューアル

平成28年4月4日に、フコク生命グループの共通理念である「お客さま基点」の考えのもと、ご利用者の皆さまにより見やすくより快適にご利用いただけるよう、Webサイトの全面リニューアルを行いました。

リニューアルに際しては、給付金請求書類の送付依頼フォームの設置、一部商品における保険料シミュレーション機能の搭載および当社をよりご理解いただくためのスペシャルコンテンツの作成など、コンテンツの充実を図るとともに、スマートフォンにも対応しました。

本リニューアル後も、改善を重ね、より使いやすく便利なWebサイトを目指してまいります。

トップページ



スペシャルコンテンツ



スマートフォン版

ソルベンシー・マージン比率 677.0%

当社の平成27年度末のソルベンシー・マージン比率は、監督当局が経営の健全性を判断する基準のひとつである200%を上回る677.0%を確保しております。

※「ソルベンシー・マージン総額」および「リスクの合計額」の内訳など詳細は49ページをご参照ください。

■ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：百万円)

項目	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	51,146	58,593	69,244
リスクの合計額 (B)	17,700	18,984	20,455
ソルベンシー・マージン比率 (A) ÷ (1/2)×(B)×100	577.9%	617.2%	677.0%

ソルベンシー・マージン比率について

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆に、この比率が200%以上であれば、健全性ひとつの基準を満たしていることになります。

ソルベンシー・マージン比率は、次の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

●ソルベンシー・マージン総額〔=以下の合計額〕

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)、繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%*、土地の含み損益×85%*、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、控除項目、その他

※マイナスの場合は100%を計上します。

●リスクの合計額(リスクの合計額は、右記の算式にて算出されます〔 $= \sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ 〕)

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

- 保険リスク相当額(R₁) …………… 大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
- 第三分野保険の保険リスク相当額(R₈) … 医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金などの支払いが急増するリスク相当額
- 予定利率リスク相当額(R₂) …………… 運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
- 資産運用リスク相当額(R₃) …………… 株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
- 最低保証リスク相当額(R₇) …………… 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
- 経営管理リスク相当額(R₄) …………… 業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

実質純資産額 2,928億円

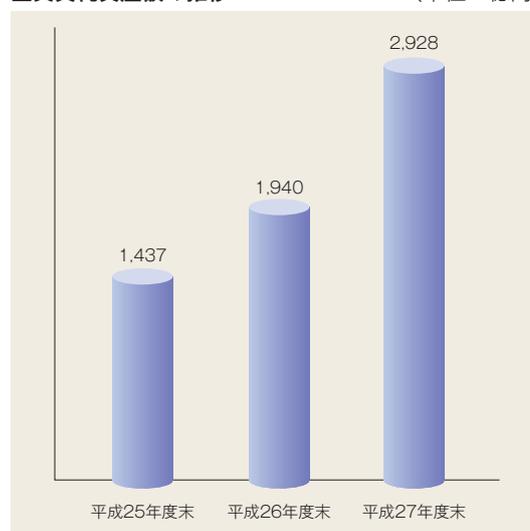
実質純資産額は、ソルベンシー・マージン比率とともに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標のひとつです。これは、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除いた負債の合計を差し引いて算出されます。この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の平成27年度末における実質純資産額は有価証券の含み益が大幅に増加したため前年度末から988億円増加し、2,928億円となりました。

※実質純資産額は、実質資産負債差額ともいいます。

■実質純資産額の推移

(単位：億円)



Aランクの格付け

生命保険会社の格付けとは、独立した第三者である格付機関が、保険金や年金などが契約どおりに支払われる確実性(保険金支払能力)の程度を評価したものです。

当社は日本格付研究所(JCR)より保険金支払能力につきまして「A+」(シングルエープラス)の格付けを取得しています。

日本格付研究所(JCR)の保険金支払能力格付けの定義

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
LD	一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとしてJCRが判断している。
D	実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っているとJCRが判断している。

日本格付研究所(JCR)
(保険金支払能力格付け)

A +

※記載の格付けは、平成28年6月末現在のものです。
※記載の格付けは、当社が日本格付研究所(JCR)に依頼して取得したものです。

※格付けはあくまでも格付機関の意見であり、保険金の支払等について保証を行うものではありません。また、格付機関が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。

基礎利益

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつであり、一般事業会社の営業利益に近いものです。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金などを支払うことや、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

平成27年度の基礎利益は、24億円(前年度比9.7%減)となりました。

■基礎利益の推移

(単位：百万円)



フコクしんらい生命は、「逆ざや」状態ではありません

●逆ざやについて

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しております。その割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます。)を、運用収益などで確保する必要があります。

ところが、かつてない低金利が続く中で、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が発生することがあり、これを「逆ざや」状態といいます。

●逆ざや額は、次の方法で算出されますが、当社は、下記のとおり逆ざやはありません。

$$\text{利差損益}^{*1} = \left(\frac{\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{*2}}{1.40\%} - \frac{\text{平均予定利率}^{*3}}{1.24\%} \right) \times \text{一般勘定責任準備金}^{*4}$$

2,724百万円 = () × 1兆7,317億円

- ※1 利差損益がマイナスの場合、逆ざやといえます。
- ※2 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※3 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※4 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しています。
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

業績関係

個人保険分野の業績概要(個人保険+個人年金保険)

■保険金額ベースの指標

(新契約高および減少契約高、保有契約高)

新たにご契約いただいた保障金額の合計である新契約高は、金融機関における販売が増加したため、前年度比10.7%増の2,693億円となりました。また、満期、死亡、解約、失効、減額などにより減少した契約の合計である減少契約高は前年度比1.0%増の1,061億円となりました。

その結果、個々のお客さまに対して保障する金額の合計額である保有契約高は、前年度末比6.7%増の2兆5,814億円となりました。

■新契約高および減少契約高の推移

(単位：億円)



■保有契約高の推移

(単位：億円)



■保険料ベースの指標

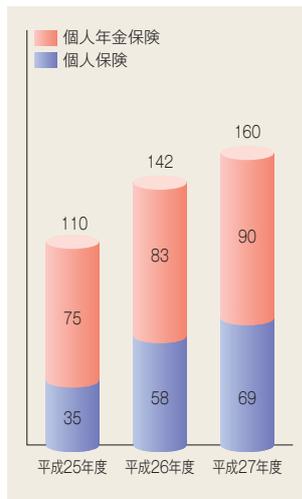
(新契約年換算保険料、保有契約年換算保険料)

年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約は、保険料を保険期間で除した金額)。

平成27年度における新契約年換算保険料は、前年度比12.7%増の160億円となりました。また、保有契約年換算保険料については、前年度末比6.5%増の1,681億円となりました。

■新契約年換算保険料の推移

(単位：億円)



■保有契約年換算保険料の推移

(単位：億円)

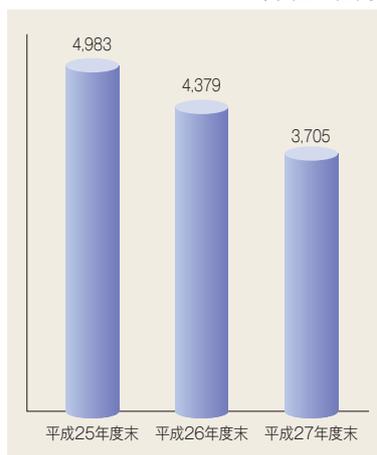


企業保険分野の業績概要(団体保険)

団体保険の保有契約高は、前年度末比15.4%減の3,705億円となりました。

■団体保険の保有契約高の推移

(単位：億円)



資産・負債・純資産関係

貸借対照表の要旨

■資産

(単位：億円)

資 産	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
現金及び預貯金	514	523	525
有価証券 ①	15,666	16,774	18,042
うち公社債	15,661	16,769	18,038
うち株式	1	2	2
貸付金 ②	33	33	33
有形固定資産	2	2	2
無形固定資産	32	32	32
代理店貸	0	0	0
再保険貸	0	0	0
その他資産	54	60	64
繰延税金資産	9	5	—
貸倒引当金	△ 0	△ 0	△ 0
資産の部合計 ③	16,313	17,432	18,701

① 有価証券

当社は、安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした資産運用を行っております。平成27年度末の有価証券の残高は1兆8,042億円であり、そのうち公社債の残高は1兆8,038億円となりました。

② 貸付金

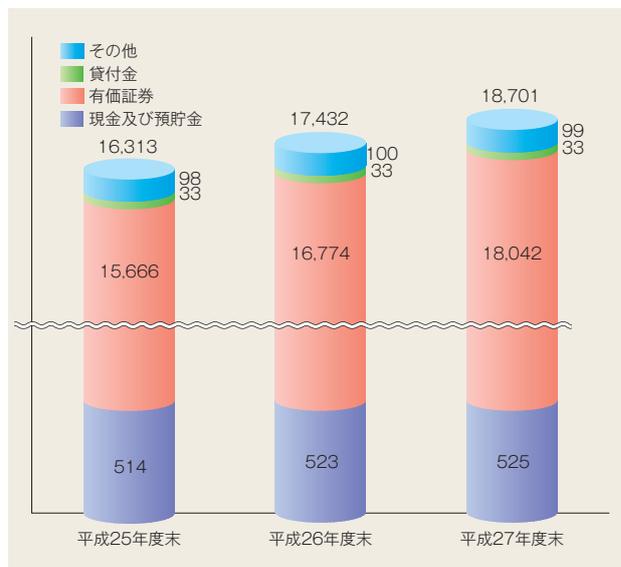
当社の平成27年度末における貸付金は、すべて保険約款貸付であり、残高は33億円となりました。
※貸付金には、「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には、「保険契約者貸付」と「保険料振替貸付」の2種類があります。一方、「一般貸付」とは、「保険約款貸付」以外の貸付で、内外企業に対する貸付や、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

③ 総資産

平成27年度末の総資産は前年度末比7.3%増の1兆8,701億円となりました。

■総資産の推移

(単位：億円)



■負債及び純資産

(単位：億円)

負債及び純資産	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
保険契約準備金	15,827	16,884	18,061
うち責任準備金 ④	15,798	16,855	18,032
代理店借	3	3	4
再保険借	0	0	0
その他負債	37	34	23
退職給付引当金	0	0	0
特別法上の準備金	63	86	90
価格変動準備金 ⑤	63	86	90
繰延税金負債	—	—	18
負債の部合計	15,931	17,009	18,198
資本金 ⑥	204	204	204
資本剰余金	104	104	104
資本準備金 ⑥	104	104	104
利益剰余金	31	42	58
株主資本合計	341	352	368
その他有価証券評価差額金	40	70	133
評価・換算差額等合計	40	70	133
純資産の部合計	382	422	502
負債及び純資産の部合計	16,313	17,432	18,701

④ 責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金の中で、法令により積み立てが義務付けられています。

責任準備金の積立方式にはさまざまな方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立てを行っており、お客さまへの保険金などの支払いに対して万全の備えをしています。平成27年度末の責任準備金の残高は1兆8,032億円となりました。

■責任準備金の推移

(単位：億円)



⑤ 価格変動準備金

価格変動準備金とは、有価証券などの資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

平成27年度決算において、3億円の積み増しを行い、年度末の残高は90億円となりました。

⑥ 資本金および資本準備金

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭の出資額をいいます。なお、株主の出資額のうち、会社の資本金としたものは資本金、資本金としなかったものは資本準備金として、それぞれ貸借対照表上に表示されます。保険業法第6条の規定により、保険業を営む株式会社については、資本金の額が10億円以上とされています。

平成27年度末の当社の資本金は204億円であり、資本準備金とあわせた資本金総額は309億円となっています。

損益計算書関係

損益計算書の要旨

(単位：億円)

科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,331	1,794	1,966
保険料等収入 ①	1,086	1,533	1,707
資産運用収益 ②	239	254	251
うち利息及び配当金等収入	228	234	242
うち有価証券売却益	11	20	8
その他経常収益	4	6	7
経常費用	1,284	1,747	1,933
保険金等支払金 ①	491	566	626
うち保険金	30	44	46
うち年金	5	8	11
うち給付金	88	98	106
うち解約返戻金	363	412	459
責任準備金等繰入額	695	1,057	1,177
うち責任準備金繰入額	693	1,056	1,176
資産運用費用 ②	0	0	0
うち有価証券売却損	0	-	-
事業費 ③	78	96	103
その他経常費用	19	26	26
経常利益 ④	46	47	32
特別利益	-	0	-
うち固定資産等処分益	-	0	-
特別損失	13	23	3
うち価格変動準備金繰入額	13	23	3
契約者配当準備金繰入額	5	4	4
税引前当期純利益	28	19	25
法人税及び住民税	13	14	8
法人税等調整額	△3	△6	△0
法人税等合計	10	8	8
当期純利益 ④	18	10	16

① 保険料等収入および保険金等支払金

ご契約者からお払い込みいただいた保険料や再保険収入の合計である保険料等収入は、金融機関における販売が増加したため、前年度比11.4%増の1,707億円となりました。一方、保険金・年金・給付金・解約返戻金など保険契約上の支払いの合計額である保険金等支払金は、保有契約高の増加にともなう解約返戻金の増加を主な要因として、前年度比10.7%増の626億円となりました。

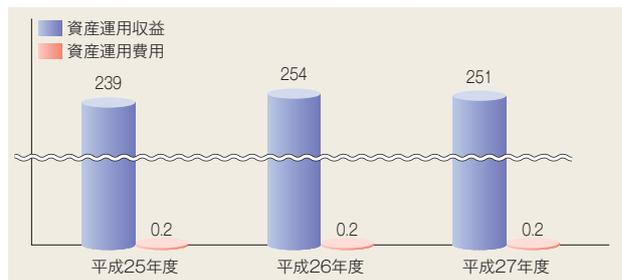
■ 保険料等収入および保険金等支払金の推移 (単位：億円)



② 資産運用収益および資産運用費用

資産運用収益は、有価証券売却益の減少により、前年度比1.5%減の251億円となりました。一方、資産運用費用は20百万円となりました。

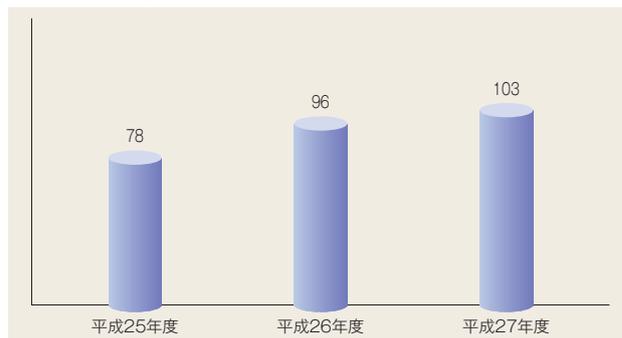
■資産運用収益および資産運用費用の推移 (単位：億円)



③ 事業費

事業費とは、生命保険会社が事業を遂行していくための経費で、新契約の募集や保有契約の維持保全などに必要な経費が計上されています。新契約業績が前年度を上回ったことなどを要因として、事業費は、前年度比7.4%増の103億円となりました。

■事業費の推移 (単位：億円)



④ 経常利益および当期純利益

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額のことをいい、前年度比30.7%減の32億円となりました。

当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え、価格変動準備金繰入額などの特別損失を控除した税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額のことをいいます。当期純利益は前年度比52.1%増の16億円となりました。

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常利益 (①+②+③)	46	47	32
基礎利益 ①	36	27	24
キャピタル損益 ②	11	20	8
臨時損益 ③	△ 1	△ 0	△ 0
+			
特別利益	-	0	-
△			
特別損失	13	23	3
うち価格変動準備金繰入額	13	23	3
△			
法人税等合計	10	8	8
II			
当期純利益	18	10	16

社会貢献活動について

社会貢献活動の基本方針

フコクしんらい生命は、生命保険会社としての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することを第一とします。

一方で、社会の公器としての存在を自覚し、豊かな社会を実現するために、私たちの身近にある社会的課題の解決に向けた活動に取り組んでいきます。

各種取組

① 障がい者スポーツの振興支援

障がい者の新しい雇用開発と障がい者スポーツの振興を目的に設立されたシーズアスリート（福岡市中央区）に協賛し、障がい者スポーツ振興の支援を行っています。

平成25年4月より、シーズアスリートに所属するゴールボール選手（視覚障がい）を雇用し、新宿区内の学校などで、ゴールボール体験授業を開催しています。当社では、この授業が、障がい者への理解促進だけでなく、多くの学びをもたらす点に着目しています。

また、東京都ゴールボール交流会と福島県ゴールボール体験会に協賛し、当社の社員も有志チームを結成し参加しています。これらの会は、年齢・性別・障がい・経験などにかかわらず参加できるゴールボールをとおして共生社会づくりに寄与することを目的としています。



©シーズアスリート

② 献血活動

血液不足の現状を解消するため、年2回（夏・冬）献血会を開催しています。

③ 認知症サポーター養成講座の開催

認知症を正しく理解し、当事者およびそのご家族が安心して暮らせる地域社会作りに貢献するため、社内で認知症サポーターを養成しています。

④ 「東北・夢の桜街道～桜の札所・八十八カ所巡り～」への協賛

東日本大震災復興支援プロジェクト「東北・夢の桜街道～桜の札所・八十八カ所巡り～」の推進協議会メンバーとなり、観光振興戦略による東北復興支援のひとつとして実施されている桜の札所を巡るスタンプラリー事業に、「スタンプラリー帳」の制作を通じて協賛しています。

グループでの取組み

フコク生命グループの一員として、フコク生命が主催している社会貢献活動にも参加しています。

① 環境保護活動

環境問題への意識を高めるため、環境保護活動に参加・体験することのできる場として、「竹害対策」を主とした「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトを行っています。この活動は、竹林の伐採による森の再生だけでなく、間伐により竹林自体も健全な状態に戻していくことを目標としています。

② ペットボトル回収活動

ペットボトルキャップをリサイクルすることで、CO₂発生抑制や省資源化に貢献しています。またその買取代金を、ペットボトル回収ボランティア経由で「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へ寄付し、ポリオワクチンなどを世界の子どもたちへ届ける活動にも貢献しています。

ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)の推進について

「ダイバーシティ&インクルージョン」*を新しい価値を生み出す源泉と考え、すべての社員が持てる力を十分に発揮でき、その強みを最大限活かす職場づくりに積極的に取り組んでいます。

※表面的には見えない個々人の生い立ち、価値観、性格などの異なった背景や状況をも含んだ様々な「違い」を尊重して受け入れ、「違い」を積極的に活かすことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス推進

社員が均しく活躍できる環境を作るために、多様なライフイベントのなかでも、特に就業が中断されやすい育児や介護に関連する制度を充実させています。また、平成25年度からは、「二週間休暇」という長期休暇を導入しました。この休暇制度は、業務継続に対する組織力強化や訓練でもあり、ワーク・ライフ・バランスだけでなくリスク管理という観点からも推進しています。

こうした取組みにより、これまでに以下の評価をいただいています。

- ・平成22年 東京労働局 次世代育成支援企業認定マーク(くるみん)取得
- ・平成23年 東京ワークライフバランス認定企業(育児・介護休業制度充実部門)選定
- ・平成25年 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰制度
ワーク・ライフ・“ベスト” バランス賞受賞
- ・平成26年 東京ワークライフバランス認定企業(休暇取得促進部門)選定

女性活躍推進および障がい者雇用促進

平成25年に、社長名で「女性の活躍推進宣言」を社内外に発信するとともに、「活躍機会の拡大」を柱に取り組んでいます。平成28年3月時点での女性管理職比率は11.1%となっています。

また、職場環境の整備や業務の切出しなどを行って障がい者雇用を進め、共生社会づくりに寄与できるよう取り組んでいます。平成28年3月時点での障がい者雇用率は2.7%で、法定雇用率(2.0%)を上回っています。

I 会社の概況および組織

1 保険会社の主要な業務の内容

(1) 生命保険業

- ① 生命保険の引受け
個人保険および団体保険の引受けを行い、約款にしたがい保険金・給付金等の支払いを行っております。
- ② 資産の運用
保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債を中心に安全かつ健全に運用しております。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行

富国生命保険相互会社の業務の代理および事務の代行を行っております。

2 沿革

平成 8年 8月	共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社「共栄火災しんらい生命保険株式会社」として設立
	大蔵大臣より生命保険業免許を取得
10月	営業開始
平成19年11月	富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
平成20年 1月	商号変更認可取得
	富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の80%を取得
2月	「フコクしんらい生命保険株式会社」として東京都港区白金台にて営業開始
9月	上半期末の総資産が1,000億円を突破
平成21年 3月	資本金総額を200億円に増資(資本準備金50億円を含む。)
平成23年 3月	年度末の総資産が1兆円を突破
5月	資本金総額を309億円に増資(資本準備金104億円を含む。)
平成24年 5月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転

3 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 8年 8月 8日	—	10,000百万円	会社設立
平成21年 3月27日	5,000百万円	15,000百万円	増資
平成23年 5月25日	5,499百万円	20,499百万円	増資

4 株式の総数

発行可能株式総数	2,000千株
発行済株式の総数	552千株
当期末株主数	3名

5 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	552千株	—

(2)大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富国生命保険相互会社	485千株	87.7%	—	—
共栄火災海上保険株式会社	53千株	9.7%	—	—
信金中央金庫	13千株	2.5%	—	—

6 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	基金総額	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都千代田区	116,000百万円	生命保険業	大正12年11月22日	87.7%

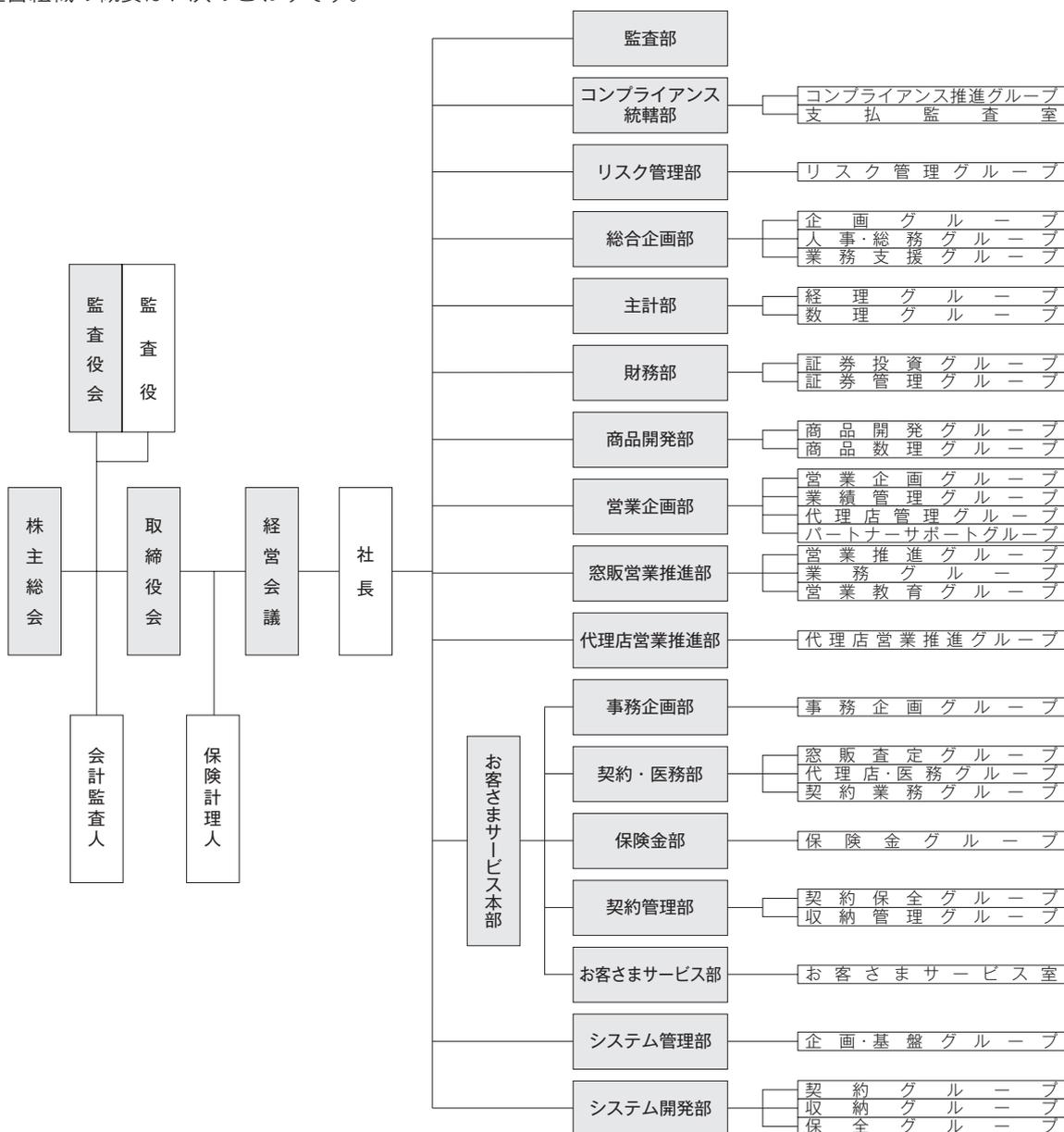
(注)基金総額には基金償却積立金86,000百万円を含む。

7 店舗

本社 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100(代表)

8 経営の組織(平成28年7月1日現在)

経営組織の概要は、次のとおりです。



9 役員略歴(平成28年6月29日現在)

(1)取締役および監査役

男性 13名 女性 0名(取締役および監査役のうち女性の比率 0%)

役 職 名	氏名・生年月日	略 歴
代表取締役社長 社長執行役員	山本 幹男 昭和23年3月5日生	昭和46年 富国生命保険相互会社入社 平成10年 同社 有価証券部長 平成13年 同社 取締役有価証券部長 平成14年 同社 取締役人事部部長並びに関連事業部長 平成14年 同社 取締役人事部部長 平成15年 同社 常務取締役人事部部長 平成21年 同社 取締役常務執行役員 平成21年 同社 取締役常務執行役員お客さまサービス本部長 平成21年 同社 取締役専務執行役員お客さまサービス本部長 平成22年 同社 取締役副社長執行役員お客さまサービス本部長 平成24年 当社 代表取締役社長 平成27年 当社 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る
取締役常務執行役員	屋間 勉 昭和25年6月11日生	昭和48年 富国生命保険相互会社入社 平成12年 同社 システム開発部長 平成14年 同社 事務企画部長 平成15年 同社 取締役事務企画部長 平成21年 同社 取締役執行役員事務企画部長 平成21年 同社 執行役員事務企画部長 平成26年 当社 常務取締役 平成27年 当社 取締役常務執行役員 現在に至る
取締役常務執行役員	富安 慎也 昭和29年9月24日生	昭和52年 共栄火災海上保険相互会社入社 平成14年 同社 直営部長 平成18年 共栄火災海上保険株式会社 九州第二支店長 平成22年 同社 執行役員中国・九州本部長 平成25年 当社 常務取締役 平成27年 当社 取締役常務執行役員 現在に至る
取 締 役	櫻井 祐記 昭和27年9月11日生	昭和51年 富国生命保険相互会社入社 平成15年 同社 財務企画部長 平成19年 同社 取締役財務企画部長 平成21年 同社 取締役執行役員財務企画部長 平成21年 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成26年 富国生命保険相互会社 常務執行役員 平成26年 同社 取締役常務執行役員 現在に至る 平成26年 当社 取締役 現在に至る
取締役執行役員	萩 康之 昭和28年7月11日生	昭和52年 富国生命保険相互会社入社 平成17年 同社 契約保険金部長 平成18年 同社 契約管理部長 平成23年 当社 事務企画部長 平成23年 当社 取締役事務企画部長 平成25年 当社 取締役 平成27年 当社 取締役執行役員お客さまサービス本部長 現在に至る
取締役執行役員	中村 雅昭 昭和29年10月20日生	昭和53年 富国生命保険相互会社入社 平成19年 同社 関連事業部長 平成23年 同社 人事部部長 平成25年 当社 取締役営業企画部長 平成27年 当社 取締役執行役員総合企画部長 現在に至る
取締役執行役員	小谷 基 昭和32年9月4日生	昭和56年 富国生命保険相互会社入社 平成17年 同社 総合企画室長 平成20年 当社 取締役経営企画部長 平成23年 当社 取締役総合企画部長 平成27年 当社 取締役執行役員窓販営業推進部長 現在に至る
取締役執行役員	藤田 正美 昭和33年1月23日生	昭和56年 全国信用金庫連合会入会 平成15年 信金中央金庫 大阪支店法人営業部長 平成16年 同庫 神戸支店長 平成18年 同庫 営業店部長 平成19年 同庫 信用金庫部長 平成23年 同庫 理事総務部長 平成26年 当社 取締役 平成27年 当社 取締役執行役員 現在に至る
取締役執行役員	林 宏明 昭和35年3月18日生	昭和57年 富国生命保険相互会社入社 平成20年 当社 財務部長 平成25年 当社 取締役財務部長 平成27年 当社 取締役執行役員財務部長 現在に至る
取締役執行役員	阿部 誠 昭和36年3月8日生	昭和59年 安田生命保険相互会社入社 平成19年 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 保険計理人 平成23年 当社 主計部長 平成24年 当社 リスク管理部長 平成24年 当社 保険計理人兼リスク管理部長 平成27年 当社 取締役執行役員 現在に至る
監 査 役	重栢 育郎 昭和24年2月7日生	昭和48年 富国生命保険相互会社入社 平成10年 同社 特別勘定運用部長 平成10年 富国生命投資顧問株式会社 年金運用部長 平成11年 同社 取締役 平成13年 同社 常務取締役 平成15年 富国生命保険相互会社 審査部長 平成17年 富国信用保証株式会社 代表取締役社長 平成24年 富国生命健康保険組合 常務理事 平成27年 当社 監査役 現在に至る

役職名	氏名・生年月日	略歴
監査役	柴田 康夫 昭和25年3月13日生	昭和47年 富国生命保険相互会社入社 平成12年 同社 団体保険管理部長 平成14年 同社 関連事業部長 平成16年 富国生命スタッフサービス株式会社 代表取締役社長 平成27年 当社 監査役 現在に至る
監査役（常勤）	兎原 利典 昭和31年4月19日生	昭和54年 富国生命保険相互会社入社 平成16年 同社 関連事業部長 平成19年 同社 総務部長 平成21年 同社 市場開発部長 平成26年 当社 監査役 現在に至る

(2)執行役員

役職名	氏名・生年月日	略歴
執行役員	三井 紀男 昭和30年2月11日生	昭和52年 安田生命保険相互会社入社 平成14年 安田ライフダイレクト損害保険株式会社 取締役代理店業務部長 平成17年 そんぼ24損害保険株式会社 執行役員 平成18年 同社 執行役員営業本部長 平成20年 富国生命保険相互会社 市場開発部参与 平成22年 当社 営業企画部長 平成23年 当社 取締役営業企画部長 平成25年 当社 取締役窓販営業推進部長 平成27年 当社 執行役員コンプライアンス統轄部長 現在に至る
執行役員	角田 誠一 昭和30年2月26日生	昭和53年 富国生命保険相互会社入社 平成15年 フコク情報システム株式会社部長 平成18年 同社 取締役 平成20年 当社 取締役システム部長 平成22年 当社 取締役 平成27年 当社 執行役員 現在に至る

10 会計参与の氏名または名称

会計参与は設置していません。

11 会計監査人の氏名または名称

きさらぎ監査法人

指定社員 後 宏治

指定社員 鶴田 慎之介

12 従業員の在籍・採用状況

区分	平成26年度末 在籍数	平成27年度末 在籍数	平成26年度 採用数	平成27年度 採用数	平成27年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	237名	255名	26名	33名	46.4歳	4.8年
(男子)	(175)	(182)	(18)	(18)	(49.2)	(4.8)
(女子)	(62)	(73)	(8)	(15)	(39.3)	(4.7)
(総合職)	(237)	(255)	(26)	(33)	(46.4)	(4.8)
(一般職)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
営業職員	-	-	-	-	-	-
(男子)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(女子)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

13 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	平成27年3月	平成28年3月
内勤職員	455	450

(注)平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

14 平均給与(営業職員)

該当ありません。

II 保険会社の運営

1 リスク管理態勢について

(1)基本方針

当社は、お客さまに対して長期にわたり安定的に生命保険契約を通じた保障を提供することが、生命保険会社の基本的な業務であるとの認識のもと、生命保険事業を取り巻くリスクに対して適切に対処し、財務の健全性の維持・向上を図っていかねばならないと理解しております。当社では以下に記載のとおり、経営陣が自らリスク管理に携わるなど、実効的なリスク管理に取り組んでいます。

(2)リスク管理体制

当社では、取締役会で定められた「統合的リスク管理に関する基本方針」にもとづき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」および、同委員会を適切に運営し、機能を補佐する統合的リスク管理部署(リスク管理部)を設置し、会社全体のリスクの状況を統合的に管理しております。また、各リスクの特性に応じて「保険引受リスク管理委員会」、「資産運用リスク管理委員会」、「事務リスク管理委員会」、「システムリスク管理委員会」を設置し、専門的に管理しております。

各委員会は、各リスクを担当する取締役が委員長に就任するとともに、担当部署が事務局を務めるなど、委員長と事務局ならびに委員を適切に選任することにより、リスク管理の実効性と牽制機能の確保に努めております。統合的リスク管理部署であるリスク管理部は、すべての委員会に関与することで、リスクを統括管理する態勢を構築しています。

① 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めてリスクを総体的に捉え、自己資本などと比較・対照し、事業全体としてリスクをコントロールする自己管理型のリスク管理です。

当社では、各種リスクを部門横断的に一元管理し、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本などの状況を勘案し、リスクの状況を定期的にモニタリングするとともに、これらの状況をリスク管理委員会、取締役会に報告する態勢を整備しております。

また、リスク・テイクの戦略目標および戦略目標に沿ったリスクの許容範囲を記した「リスク・テイク・ステートメント」を定め、リスクを適切にコントロールするよう努めています。

ストレス・テストによるリスク管理

当社では、運用環境が大幅に悪化するシナリオなどを想定した全社的なストレス・テストを定期的の実施し、財務の健全性に与える影響を分析しています。ストレス・テストの結果はリスク管理委員会および取締役会に報告され、財務基盤の強化などの検討に役立てています。

② 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクです。

当社では、将来収支予測や第三分野保険における保険事故発生率の事後検証(ストレステスト・負債十分性テスト)を行い、責任準備金の積立水準が適切であることを確認しているほか、各種保険事故発生率に関する自社統計を定期的に取り、その結果をもとに保険料率算定時の計算基礎が適切であったかどうか、また実際の保険事故発生率や金利水準が当初の想定から大きく乖離していないかなどを検証しております。

検証結果にもとづき、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険の活用などの対応を行っております。再保険会社の選定にあたっては、財務的な健全性をもった信用力の高い保険会社とすることを基本方針に掲げ、主要格付機関の格付けなどをベースに再保険先の信用力・担保力の評価を行っております。

③ 資産運用リスク管理

生命保険事業は公共性の高い事業であり、また、お客さまの大切な財産をお預かりしているという観点から、資産運用は、安全かつ有利な運用を基本原則としています。当社では、個々の資産がもつリスク特

性や収益特性を考慮した効率的な投資を実現するためにはリスク管理が極めて重要であることから、資産運用に関するリスク管理に努めています。

具体的には資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク)の状況を定期的に把握・監視しながら、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しています。

なお、当社ではバリュー・アット・リスク(VaR：注)を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失予想額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しています。

(注)バリュー・アット・リスクとは、過去の実績にもとづいて統計学的に算出した、一定期間内に生じる可能性のある最大損失予想額のことです。

イ. 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利リスク、有価証券などの価格変動リスク、為替リスクの3つのリスクからなります。

当社では、VaRによる管理を行っているほか、保有制限や損失額の増大を防止するためのルール(ロスカット(損切り)ルール)を定め、管理しています。

ロ. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、オフバランス資産を含む資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当社では、有価証券などの運用資産に対しては、同一企業や同一企業グループへの与信集中を避けるほか、投機的格付債券の保有の抑制に努めています。

ハ. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸借料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスクです。

当社では、現状において投資目的の不動産は保有していないため不動産投資リスクはありません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクまたは市場流動性リスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、資金の出入状況の管理を行うとともに、流動性資産(現預金・コールローン・その他短期運用資産(預金性格の資産、3ヵ月以内に償還の債券など))を一定額以上確保しています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

当社では、事務基準などを規定化・マニュアル化しており、役職員はそれらに従った正確かつ迅速な事務を行うこととしています。また、自部門内における相互検証が制度化されているほか、監査部門による内部監査にて事後検証を実施するなど、内部相互牽制機能が正常に働くよう体制を整備しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、情報システムの安全性・信頼性に関するリスク、情報システムの有効性・効率性に関するリスク、または情報システムの不正使用など遵守性に関するリスクにより、損失を被るリスクです。

当社では、インターネットや社内PCを接続するネットワークに関するリスク管理対策として、ファイアーウォールの設置や個人使用PCの暗号化などを実施しており、外部媒体への書き出しを制限するなど、コンピュータに記録された情報の漏洩・破壊・改ざんの防止に努めています。

なお、当社では定期的に情報システムに対する外部監査を実施し、外部専門家の客観的な点検・評価を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っています。

⑦ その他リスクの管理

その他リスクとは、地震・風水害等の自然災害、テロ・脅迫等の人的災害、または大規模停電・通信障害等の技術的災害などの発生により、業務の継続が困難となるリスク、ならびに、企業情報もしくは個人情報漏洩、法令等の違反、風評の発生などにより、業務の運営が阻害されるなど経営に影響が生じるリ

スクです。

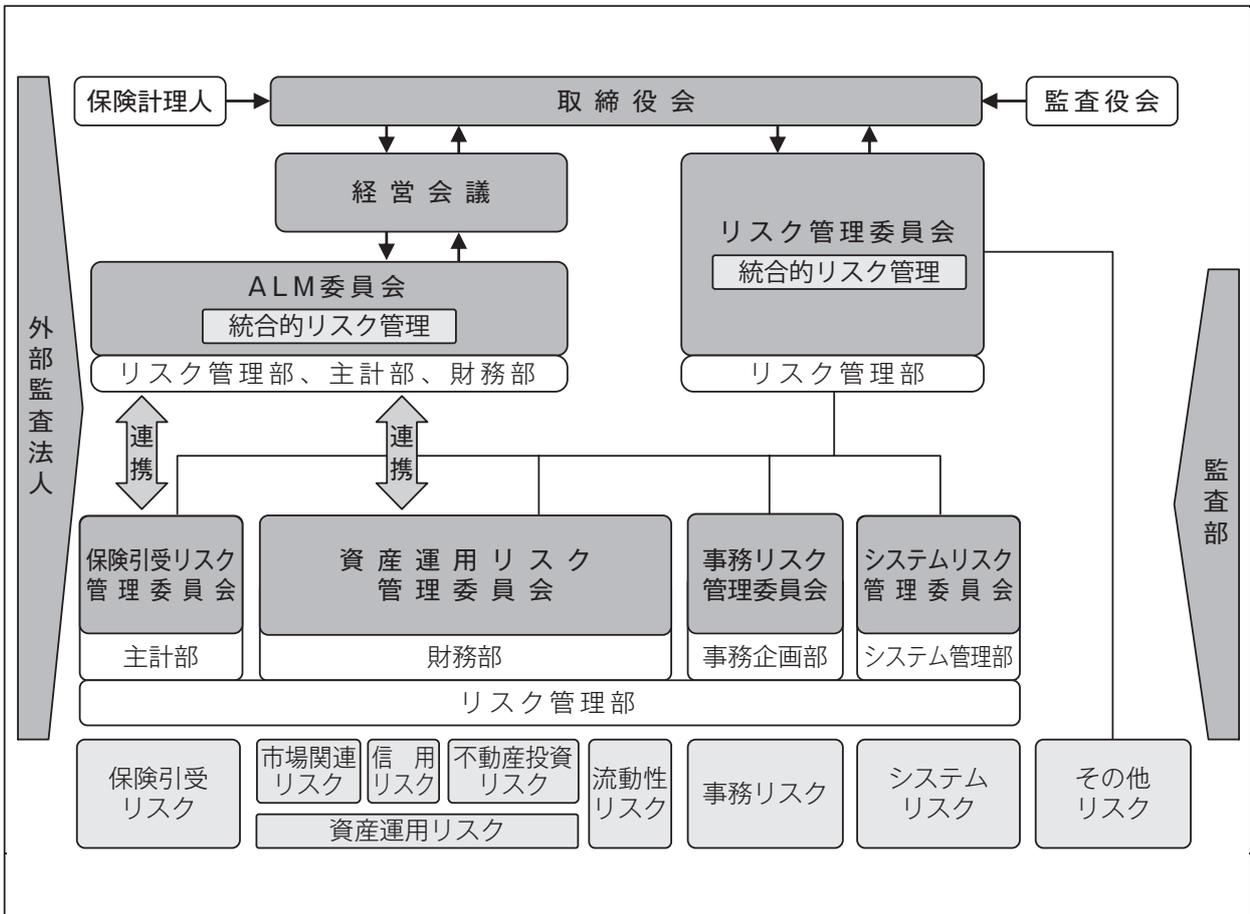
当社では、リスク管理委員会の管下で直接管理することを定めており、リスクに対しいち早く対処・処理を行うだけでなく、大規模な災害などの発生時においてもお客さまからのお問い合わせやご請求などに対し迅速な対応を可能にする体制の整備に努めています。

(3) ALM体制

ALMとは、資産 (Asset) と負債 (Liability) を総合的に管理 (Management) することです。生命保険会社は保険金などを将来お支払いするために責任準備金 (負債) を積み立て、資産である債券などで運用しております。市場環境などの悪化時にも保険金などのお支払いを確実にを行うため、資産と負債を適切に管理することが重要になります。

当社では、取締役会で定められた「ALM方針」にもとづき、総合企画部担当取締役を委員長とする「ALM委員会」を設置し、当該委員会において資産と負債の状況を把握・分析・評価するとともに、今後の方向性について審議しています。さらに、常勤取締役をもって構成する「経営会議」へ、ALM委員会での結果について報告する態勢としており、リスクを適切にコントロールしながら、資産と負債を総合的に管理しています。

リスク管理体制・ALM体制 概略図



2 コンプライアンス(法令等遵守)推進態勢について

(1)基本方針

当社は、生命保険業が広く経済・社会に貢献していく高い公共性を有し、重大な責務を負っているとの認識のもと、法令および諸規程など、ならびに社会規範および企業倫理などを厳格に遵守することが重要であることに鑑み、取締役会において「コンプライアンスに関する基本方針」を定め、コンプライアンスを意識した事業活動を行うためのコンプライアンス推進態勢を構築しております。また、取締役会において「フコクしんらい生命行動規範」を定め、役職員などがコンプライアンスを実践するための指針としております。

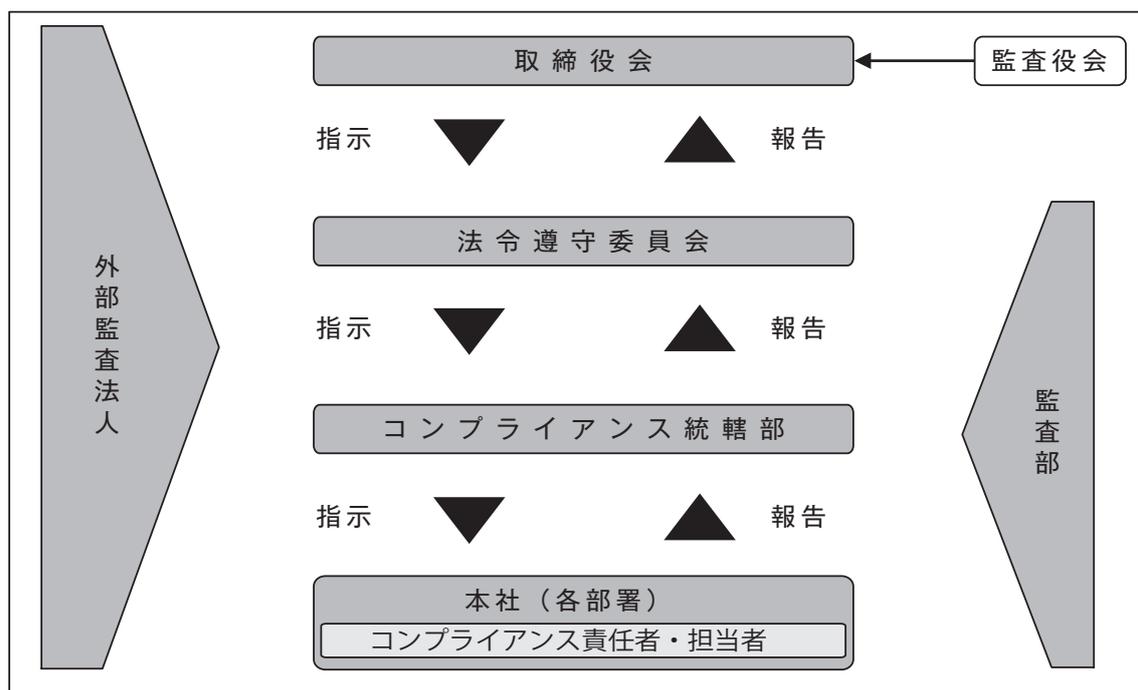
(2)推進態勢

当社では、法令等遵守態勢を以下のとおりとし、効率的かつ実効性のあるコンプライアンス推進態勢の整備・強化を図っております。

① 組織体制

社長が委員長となる「法令遵守委員会」は、常勤取締役、執行役員および部長で構成され、法令等遵守状況を把握するとともに、コンプライアンスの推進に関する事項(コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルの改定など)を審議し、コンプライアンスの推進を図っています。また、同委員会の事務局はコンプライアンス統括部署であるコンプライアンス統轄部が担当しております。

コンプライアンスの実践・推進につきましては、社長(コンプライアンス統括責任者)の統括のもと、コンプライアンス統轄部が指示し、各部署のコンプライアンス推進の責任者(コンプライアンス責任者)と実務担当者(コンプライアンス担当者)が行っております。



② コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改定・配付しています。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別コンプライアンス研修を定期的を実施し、コンプライアンス意識や知識の向上を図っています。

そして、コンプライアンスに関する役職員などからの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設け、不適正な事象の早期発見に努めています。万一、不適正な事象が発生した際には迅速かつ適切な対応を行い、再発防止策を講じることとしています。

3 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る)の合理性および妥当性)

医療保険などのいわゆる第三分野保険は、医療政策等の外的要因の影響を受けやすく、将来の給付金等の支払いについて不確実性を有していると考えられています。そのような第三分野保険の特性を踏まえて、法令および社内規程に定める方法によって定期的にストレステストおよび負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立額が将来の給付を十分まかなえる水準であることを確認しています。

(1) テストの概要

当社ではストレステストの実施にあたり、過去の保険事故発生率等の実績にもとづいて将来10年間の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率Aという)と、97.7%をカバーする発生率(危険発生率Bという)を統計的手法により予測しています。この危険発生率Aおよび危険発生率Bを用いて将来の給付額を計算し、それらが保険料計算における予定発生率を用いて計算された将来の給付額を超過していないかを確認しています。

危険発生率Aによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てます。さらに、危険発生率Bによる将来の給付額が予定発生率による将来の給付額より大きい場合は、危険準備金を積み立てるとともに負債十分性テストを実施し、保険料積立金に不足が生じている場合は、保険料積立金を追加して積み立てます。

(2) テストの結果

平成27年度決算においては、ストレステストにもとづく危険準備金を13百万円積み立てました。また、負債十分性テストの結果、保険料積立金に不足が生じていないことを確認しました。

なお、危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程にもとづき、算定部署から独立している保険引受リスク管理委員会において、その合理性および妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

◇ストレステストおよび負債十分性テストの結果

(単位：百万円)

	平成26年度末	平成27年度末
保険料積立金	—	—
危険準備金	13	13

4 個人情報等の保護について

当社は、お客さまから信頼される保険会社であるために個人情報の取扱いが重要であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守し、今後とも個人情報の適正な取扱いおよび保護に努めてまいります。

(1) プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について

当社では、個人情報に関する方針として「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている個人情報の取扱いルールとして各種規程を定め、お客さまからの個人情報に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めております。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)その他の関連法令・ガイドラインなどを遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出などに対して迅速かつ適切な対応に努めております。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、以下に記載する利用目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社のホームページおよびディスクロージャー誌などに掲載することにより公表するほか、書面などによりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示いたします。

2. 収集する個人情報の種類

保険などの契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業などについて収集いたします。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報などのご提出をお願いする場合がございます。

3. 個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインなどに照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集いたします。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

4. 個人情報の提供

当社では、以下の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令にもとづく場合など、個人情報保護法第23条第1項各号に定められた場合
- (2) 個人情報保護法第23条第4項第1号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合
- (3) 個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約などに関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社などと共同して利用する場合など(詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問合わせ先」までご連絡ください)
- (4) その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

5. 個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセスなどが行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役職員に対し、研修などを通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的に行います。

6. お客さまからの開示・訂正・利用停止などのご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、利用停止などまたは第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申し出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先」までご連絡ください。

7. プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。

また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

個人情報の取扱いに関する問い合わせは、以下までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
電話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL：<http://www.fukokushinrai.co.jp>

9. 認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。

同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は以下のとおりです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室
電話 03-3286-2648

ホームページURL：<http://www.seiho.or.jp>

10. 特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

(2) 特定個人情報等の取扱いについて

当社では、特定個人情報等に関する基本方針として「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めるとともに、お客さまからお預かりしている特定個人情報等の取扱いルールとして各種規程を定め、お客さまからの特定個人情報等に関するご相談・お申出に迅速かつ適切に対応できるよう努めております。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に規定する特定個人情報（※）、および個人番号（以下、併せて「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。
※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号（または個人番号の代替物）をその内容に含むものをいいます。

1. 特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する下記の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (4) 株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務
- (5) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (6) 前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

2. 特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

3. 特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

5. 個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

6. 特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室
電話 0120-700-651 ※通話料無料

所在地 〒160-6132

東京都新宿区西新宿8-17-1

ホームページURL : <http://www.fukokushinrai.co.jp>

5 勧誘方針について

当社は、金融商品の販売においては、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令等を遵守し、お客さまを第一に考えた適正・適切な勧誘を行うよう努めております。

なお、当社では、金融商品の販売等に関する法律にもとづく「勧誘方針」を定めて公表しております。

勧誘方針

フコクしんらい生命保険株式会社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。特に、未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から適切な勧誘に努めます。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、時間・場所等に十分配慮するように努めます。また、お客さまからのご契約のお申し込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。また、市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

3. お客さまに関する情報は厳正に取り扱います

お客さまのプライバシーを保護するため、業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた「プライバシーポリシー」に則り、厳正に取り扱います。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことから断定的な説明は行いません。

5. 高齢者のお客さまが誤解や誤認のないよう努め、契約の意思確認を行います

高齢者のお客さまには、保険商品について十分ご理解いただき安心して保険商品加入のご検討をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行うよう努めます。また商品の特性等を勘案したうえで誤解や誤認のないよう努め、契約の際のトラブルの未然防止、早期発見に努めます。

6 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびにご契約者などへの被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を以下のとおり定めております。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社の役職員ならびに契約者さま等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性、健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含みます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点またはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

(3) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、その対応を担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当役員の指揮の下、組織全体のみならず、関連会社とも連携して対応します。

(4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

4. 体制の整備

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、当社における一元的な管理態勢の整備および運用を統括する部署を設置し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援する体制を構築します。

Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

(1) 経営環境

平成27年度のわが国経済は、原油価格の下落や各種政策の効果により、平成26年度に引き続き緩やかな回復基調にありましたが、中国をはじめとする新興国の景気が下振れし、世界的な景気悪化懸念が高まる中、年度後半にかけては弱さが見られました。

国内株式市場につきましては、4月に15年ぶりに日経平均株価が2万円台を回復するなど当初は堅調に推移しましたが、夏以降、新興国等の景気の下振れや円高などの影響で下落傾向に転じ、年度末の終値は平成27年3月末比で10%以上の下落となり、年度ペースでは5年ぶりとなる下落で取引を終えました。

長期金利につきましては、世界的なリスクオフの流れから日本国債へ国内外の資金が流入し、引き続き金利は低下基調を辿りました。さらに、1月に日本銀行がマイナス金利政策の導入を発表したことが金利の低下に拍車をかけ、10年国債は3月に史上最低のマイナス0.135%を記録しました。

円相場につきましては、中国経済の成長が減速し世界的に景気の悪化懸念が高まる中、相対的に安全資産とされる円に資金が流入し、円高基調となりました。1月には、米国の利上げペースが鈍化するとの見方が強まるなど、円高の流れは変わらず、年度末は前年度末比で7円以上円高となる1ドル112円台の水準となりました。

生命保険業界では、わが国がデフレ脱却・経済再生を進める中、持続的な社会保障制度の構築や自助努力の役割・重要性の理解促進といった、業界と密接に係わる課題に取り組んでまいりました。

持続的な社会保障制度の構築につきましては、少子高齢化が進み社会保障制度の持続可能性が揺らぎつつある中、長生きリスクへの備えとして求められる終身機能を有した、公的年金を補完する私的年金制度の創設を提言いたしました。また、自助努力の役割・重要性の理解促進に向けた取組みにつきましては、保険教育の現状と課題の実態調査を進め、保険教育に関する生命保険業界の取組状況を公表いたしました。

(2) 事業の経過

こうした経営環境の中、当社は「一翼をになう存在をめざして」を企業理念に掲げ、代理店を通じた保険商品の販売に特化した専門会社として、金融機関代理店チャネルと金融機関代理店以外の代理店チャネル(以下、「一般代理店チャネル」といいます。)の2軸を中心に事業を展開し、お客さまの生活をはじめ代理店などのパートナーやグループ企業の、延いては社会全体の一翼を担い得る存在となるべく努めてまいりました。

営業面では、金融機関代理店チャネルによる保険販売におきまして、全国の信用金庫をはじめとする金融機関と提携し、リスク管理に留意しつつ、一時払商品は終身保険および定額個人年金保険を、平準払商品は貯蓄性商品である定額個人年金保険や学資保険、保障性商品である医療保険などの提供を行いました。一時払商品の販売におきましては、長引く低金利環境を背景に保険料率の引き上げを余儀なくされましたが、お客さまの貯蓄ニーズや市場環境などを背景に終身保険、定額個人年金保険ともに前年度実績を上回りました。また、平準払商品の販売におきましては、お客さまの長期的な貯蓄ニーズなどを捉えた定額個人年金保険の販売が引き続き好調に推移するとともに、新たに提供を開始した学資保険につきましても取扱金融機関が順調に増加しました。保障性商品におきましては、医療保険の販売に引き続き注力いたしました。

一般代理店チャネルによる保険販売におきましては、業務提携先である共栄火災海上保険株式会社の損害保険代理店や、来店型代理店などを通じて、収入保障保険、終身保険、医療保険などを中心に提供を行いました。また、引き続き代理店の新設を推進し、市場の拡大に努めました。

お客さまサービス面では、お客さまの窓口である「お客さま相談窓口(コールセンター)」の増員を図り、応答率の改善等に努めました。また、お客さまアンケートや各種お申出、苦情などの様々な「お客さまの声」につきましても経営に活かすべく、お客さま基点に立った取り組みを進めております。今後も、お客さまサービスの品質向上を図ってまいります。

資産運用面では、資金の性格に鑑み安全性を基本としつつ、長期安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、引き続き国内公社債への投資を軸とする運用を行いました。外貨建ての資産につきましては、市場動向や販売商品の特性を考慮し引き続き投資を控えております。今後も、安全性を基本としつつ、金融環境の変化に対応した効率的な運用を行い、収益を確保してまいります。

平成27年度における業績の概要および今後の当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(3) 事業の概要

① 新契約高、減少契約高及び保有契約高の状況及び推移

個人保険及び個人年金保険は、新契約高が2,693億円(前年度比10.7%増)、減少契約高が1,061億円(前年度比1.0%増)となり、保有契約高は2兆5,814億円(前年度末比6.7%増)となりました。

また、団体保険の保有契約高は3,705億円(前年度末比15.4%減)となり、個人保険及び個人年金保険の保有契約高に団体保険の保有契約高を加えた保有契約高全体では2兆9,519億円(前年度末比3.4%増)となりました。

② 収支及び資産運用の状況

収入面では、一時払商品につきまして、終身保険、定額個人年金保険の販売が好調に推移し、保険料等収入は1,707億円(前年度比11.4%増)となりました。また、資産運用収益は251億円(前年度比1.5%減)となり、その他経常収益を含めた経常収益は1,966億円(前年度比9.6%増)となりました。

支出面では、保険金等支払金は626億円(前年度比10.7%増)となり、責任準備金等繰入額は1,177億円(前年度比11.3%増)となりました。また、資産運用費用は20百万円(前年度比19.5%減)、事業費は103億円(前年度比7.4%増)となり、その他経常費用を含めた経常費用は1,933億円(前年度比10.7%増)となりました。

以上の結果、経常利益は32億円(前年度比30.7%減)となりました。

経常利益に価格変動準備金繰入額3億円を含む特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加算減算した結果、当期純利益は16億円となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標である基礎利益は24億円(前年度比9.7%減)となりました。

③ 資産・負債の状況

総資産は、前年度末から1,269億円増加し、1兆8,701億円(前年度末比7.3%増)となりました。主な内訳は、公社債1兆8,038億円であり、総資産構成比は96.5%であります。なお、当社の勘定は全て一般勘定資産です。

責任準備金繰入額は1,176億円となり、当年度末の責任準備金の残高は1兆8,032億円(前年度末比7.0%増)となりました。なお、責任準備金のうち、保険料積立金は平準純保険料式により計算しております。また、価格変動準備金へは3億円を繰り入れ、当年度末の価格変動準備金の残高は90億円(前年度末比4.1%増)となりました。

(4) 会社に対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、不安定な金融資本市場や厳しい販売競争、少子高齢化の進展などにより、厳しさが増していくことが見込まれます。特に資産運用に関しては、マイナス金利政策の導入を受け、運用収益を確保することが今まで以上に困難になることが予想されます。こうした環境の中、当社はお客さまに安心を提供する生命保険会社として、安定的かつ永続的に事業を運営していくことが求められていると認識しております。

この認識の下、事業基盤におきましては、中長期的な視点から、販売チャネルと販売商品の2点につきまして対処してまいります。まず、販売チャネル面につきましては、貯蓄性商品中心の金融機関代理店と保障性商品中心の一般代理店を2軸とする事業モデルを確固たるものとするため、一般代理店における既存代理店の個々の販売力のさらなる向上と代理店数の増加を推進し、金融機関代理店と比して事業規模の劣る一般代理店の強化を図ってまいります。販売商品につきましては、金融機関代理店において平準払商品の拡販を行い、バランスの取れた商品ポートフォリオを構築することで、収入の安定化を図るとともに、収益面での構造改革を行ってまいります。

また、お客さまに対して安定して生命保険商品を提供することは当社の重要な責務であるとの認識の下、当社を取り巻くリスクを統合的に管理し、環境の変化に対して柔軟かつ適切な対応を行うことにより、一時払商品などの貯蓄性商品につきまして、可能な限り継続して提供できるよう努めてまいります。

コンプライアンス面では、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上を図るとともに、各種法令対応を適切に行ってまいります。

また、フコク生命グループでは、企業活動の原点をグループ共通の価値観である「お客さま基点」とし、お客さまをはじめあらゆるステークホルダーとの接点におきまして、お客さま基点をベースに丁寧な取組みに努めることで、経営の差別化を図っております。当社におきましては、当社のチャネル・商品構成上、ご高齢の方との接点が多いことから、特にお客さまサービスの分野におきまして、その特性に配慮した業務運営態勢等の構築に努めてまいりました。引き続きご高齢の方をはじめとして、全てのお客さまの利便性の向上に資する取組みを推進し、差別化を図ってまいります。

このように、経営の差別化を進めるとともに企業体質を強化することで企業品質の向上を図り、お客さまの生活をはじめ社会の一翼を担う存在となるべく努めてまいります。

2 契約者懇談会開催の状況

平成27年度は開催していません。

3 お客さまからのお申出と苦情の状況

(1) お客さまからのお申出(各種ご請求・相談など)と苦情の状況

当社では、お客さまサービス室内にお客さまからの電話によるご相談窓口として「お客さま相談窓口」を設置し、さまざまなご請求・ご相談・ご要望にお応えしています。

また、「お客さまの声」を直接会社に届けていただくことを目的とし、「お客さまの声はがき」を新契約の保険証券お届け時に同封しています。

平成27年度のお申出・苦情の状況については、次のとおりです。

お申出・苦情の件数

主な申出項目	平成26年度			平成27年度		
	申出	苦情	合計	申出	苦情	合計
1. 新契約(資料請求など)	5,767	776	6,543	5,568	887	6,455
2. 収納関係(保険料の払込みなど)	3,346	492	3,838	3,553	763	4,316
3. 保全関係(住所変更、解約、契約者貸付など)	35,504	994	36,498	40,469	1,177	41,646
4. 保険金・給付金関係(請求および支払など)	7,366	336	7,702	7,778	313	8,091
5. 控除証明など	1,618	765	2,383	1,914	518	2,432
6. その他	5,207	661	5,868	5,569	747	6,316
合計	58,808	4,024	62,832	64,851	4,405	69,256

平成27年度の申出件数(合計)は、平成26年度に比べ6,424件の増加となり、「1. 新契約(資料請求など)」以外の項目で増加しました。これは当社の保有件数が増加していることが主な要因です。

また、平準払契約の販売増加により「2. 収納関係(保険料の払込みなど)」の苦情が大幅に増加したことなどを要因として、苦情件数は、平成26年度に比べ381件増加しました。しかし、「5. 控除証明など」に関する苦情については、7月末から8月に発送の「ご契約内容のお知らせ」に、生命保険料控除証明書に関する注意書を添付するなどの対策を継続して取ってきた結果、年々減少しています。

(2) 「お客さまの声」を活かした取組み(苦情からの改善事例)

当社では、「お客さまの声」を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。お客さま相談窓口や代理店などによせられたご意見・ご要望、さらに苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さま満足度の高い企業へ向けた取組みに反映させるよう努力しています。

その一例として、当社の商品・サービスの向上と業務の改善を目的として立ち上げた「お客さまの声委員会」において、定期的に「お客さまの声」への対応状況をP(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)サイクルに沿ってチェックしながら、「お客さまの声」を業務改善に活かす取組みを行っています。

ここに「お客さまの声」を活かして業務改善した事例をご紹介します。

★お申出：電話の受付が17:00までだとお客さま相談窓口の受付時間内に電話ができない。

☆改善策：お客さま相談窓口の体制を整備し、平成28年4月4日より、受付時間を平日9:00～17:00から平日9:00～18:00に延長しました。

★お申出：満期保険金請求書類の満期保険金の支払方法に関する選択欄の記入方法および説明文の内容がわかりにくい。

(当社では、満期保険金の請求時に①約定日支払い(最終保険料を支払額から相殺して約定日に支払う方法)と②満額支払い(最終保険料の入金を反映してから満額を支払う方法)の2つの支払方法からお客さまより選択していただいています)

☆改善策：選択欄の記入方法および支払方法の違いを解説したチラシを新たに作成し、請求書に同封することにした。

★お申出：解約手続き後に口座から保険料が引き落とされている。返金されるのかわからない。

☆改善策：解約請求書類を改定し、保険料を口座振替されている場合の解約処理日と口座振替日の関係および解約日以降に保険料が引き落とされた場合の返金手続きの流れについて解説したページを、ご案内資料に追加しました。

4 金融ADR(裁判外紛争解決手続)について

ADR(Alternative Dispute Resolution)とは、裁判外紛争解決手続のことで、身の回りで起こるトラブルに対し、裁判ではなく、中立・公正な立場で第三者が介在し柔軟な解決を図る手続きです。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会となっており、当社は平成22年10月から(一社)生命保険協会との間で、紛争解決等手続に関する「手続実施基本契約」を締結しております。

当社では、お客さまからの苦情のお申し出を承った場合は、迅速・誠実に対応し、適正な解決を図るように努めておりますが、当社の対応で解決にいたらない場合は、お客さまのご判断により、金融ADR法にもとづく指定紛争解決機関にお申し出いただくこともできます。

(一社)生命保険協会の生命保険相談所では、生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情をお受けしております。

生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会に申立てることができます。

詳しくは、(一社)生命保険協会のホームページでご覧いただけます。

(一社)生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

5 ご契約者に対する情報提供の実態

(1)経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌などによる情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」(本誌)を毎年作成しています。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置くとともに、生命保険協会など関係機関へも配付しています。さらに、本誌を当社ホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しています。

また、ご契約者へ年1回ご送付しています「ご契約内容のお知らせ」とともに、直近の主要業績などを記載した小冊子「営業のご案内」をお送りしています。

② ホームページによる情報提供

当社では、ホームページを通じて、保険金・給付金等のご請求手続のご案内、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報とともに、当社をよりご理解いただくためのコンテンツをご提供しています。また、「ニュースリリース」や「お知らせ」では当社に関する情報も随時発信しています。

ホームページアドレス <http://www.fukokushinrai.co.jp/>

(2)ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

個別商品に関する特徴やしきみについては、商品パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しております。ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客さまの個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申し込みいただく保険商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客さまにご確認いただくこととしております。



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、次のような情報提供を行っております。

保険料のお払込みに関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料口座振替についてのご案内(年払、半年払) ・ 口座振替再請求のご案内 ・ 保険料振替貸付のご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容のお知らせ ・ 保険契約失効のご案内 ・ 保険期間満了のお知らせ ・ 更新のご案内
貸付金などに関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息繰入のご案内
満期にともなう返戻金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期に伴う返戻金のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険料控除証明書

③ ご契約内容などに関する情報提供

ご契約者からのご照会につきましては、「お客さま相談窓口」で承っております。

ご契約内容はもとより、解約返戻金などの試算、貸付金の残高など、ご契約に関するさまざまな内容・お手続きについてご照会いただけます。

<お客さま相談窓口>

電話番号：0120-700-651 ※通話料無料

受付時間：9:00～18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

6 商品に関する情報およびデメリット情報の提供の方法

保険契約者が、生命保険商品および制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、保険契約者に是非ご理解いただきたい情報につきましては、ご契約の際にお渡しする「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しております。主なものは次のとおりです。

クーリング・オフ制度 お申込者または保険契約者は、ご契約の申込日または第1回保険料(充当金)の領収日(当社指定の金融機関口座へお振り込みいただいた場合、指定口座への着金日)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面(郵送)によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

ただし、保険会社の指定した医師の診査を受けた場合や法人を保険契約者とする保険契約などの場合は、クーリング・オフの取扱いはできません。

告知義務・告知義務違反 保険会社にご契約を引き受ける場合、お客さまに過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態、ご職業などについて書面(告知書)にておたずねし、ありのままを正確にもれなくお知らせいただくことになっております。これを告知義務といえます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

保険金・給付金などが支払われない場合 ご契約が継続していても保険金・給付金などが支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から3年以内に自殺したとき②保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき(ただし、死亡した被保険者の数によっては全額または削減して支払うことがあります。)などの場合には、保険金・給付金などは支払われません。

ご契約の失効 保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金などが支払われなくなります。

なお、ご契約の保険種類によっては、保険料のお払込みがなく、お払込みの猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立て替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、保険契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、一部は保険金などの支払いに、一部はご契約を管理する費用などに充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。

7 代理店教育・研修の概略

(1)代理店教育の基本的考え方

当社では、生保販売の推進によるお客さまへの利便性の提供およびサービスの拡充が重要な課題であると考えております。このような認識のもと「フコク生命グループ」として、代理店に対し継続的・定期的に「教育・研修の場」を提供してまいりました。

現状の市場環境の中で、より質の高い販売技術を修得し、その技術を実際のセールス場面で即日実践するために、当社では教育・研修をとおして代理店の知識や技術の強化をはかり、お客さまからの信頼をより強固なものにしてまいります。

(2)業界共通教育

初めて代理店(募集人)となるには、所定の研修を受け、その後生命保険協会が実施する一般課程試験に合格し、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。当社では、業界共通教育カリキュラムにもとづき、一般課程試験の合格に向けた「登録前研修」と、実践販売の基礎を修得する「登録後研修」を実施しています。

その後、段階に応じて、専門・応用・大学各課程試験への取組みを推進し、より幅広い知識と販売技術の向上を目指すよう指導しています。

また、生命保険協会は平成21年4月に、生命保険募集人が募集活動を行うにあたり、「お客さま重視・法令等遵守」の視点を持ち続けていくために、毎年継続・反復的に教育を受けていく仕組みとして「継続教育制度」を新設しました。当社では、継続教育制度標準カリキュラムにもとづき、より効果的な研修体系を用意し、募集人の資質向上への取組みを推進しています。

(3)当社独自研修

① 金融機関代理店向け研修

全国の信用金庫に対して、フコク生命千葉ニュータウン研修センターにおいて、研修会を実施しております。

イ. 新任窓販担当者研修

金庫本部の新たに実務担当者となられた方を対象とした、商品・事務・コンプライアンスに係る基本的な知識等の習得を通じ、生保窓販の全体像を把握する研修会です。

平成27年度は1回実施し52金庫52名が参加されました。

ロ. 監査・検査部門担当者研修

金庫本部の監査・検査部門および生保窓販担当部門の役席者・責任者の方を対象とした、外部講師(弁護士等)による講演や他金庫との情報交換等を通じ、コンプライアンスおよび監査・検査時の課題・ポイントを理解する研修会です。

平成27年度は3回実施しのべ144金庫181名が参加されました。

② 一般代理店向け研修

業界共通教育に加え、以下項目のスキルアップに向けた研修を実施しております。

イ. 情報収集・情報提供

顧客情報取得の重要性、公的年金・医療制度、ライフプランニング、保険証券の分析

ロ. アプローチ(ニーズの顕在化)

フコクしんらい生命の商品、必要保障額とアプローチの方法

ハ. プレゼンテーション(提案)

相続対策、事業承継対策、設計書作成方法

ニ. クロージング(購入決断)

クロージングの方法



8 新規開発商品の状況

当社では、平成8年10月の開業当時から、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計をご提供できるよう努力しております。

- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金などを確かなものとし、福利厚生制度の充実にお役立ていただくための総合福祉団体定期保険(平成8年12月発売)
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客さまのために、保険料が一定で保障額が逡増していく逡増定期保険(平成9年10月発売)
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険および無配当低解約返戻金型終身保険(平成12年5月発売)
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金を支払う無配当医療保険(平成13年1月発売)
- ⑤ お申込みに際して告知や診査を不要とした低解約返戻金型終身保険(無選択型)(平成15年12月発売)
- ⑥ 保障を月額で考え、合理的な保障内容をご提供する収入保障保険(平成16年9月発売)
- ⑦ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型長期定期保険(平成17年7月発売)
- ⑧ 金融機関窓口販売商品として、資産形成や老後の資金ニーズにお応えする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(平成20年4月発売)
- ⑨ 金融機関窓口販売商品として、加入時の金利情勢に応じた積立利率により増加した積立金額にもとづき、所定の年金をお支払いする積立利率変動型個人年金保険(平成20年6月発売)
- ⑩ 所定の悪性新生物(がん)と診断されたときに保険金を前払いするがん保障定期保険特約(平成20年10月発売)
- ⑪ 収入保障保険のバージョンアップ型として、解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型収入保障保険および低解約返戻金型収入保障特約(平成21年4月発売)
- ⑫ 余命6ヵ月以内と判断された場合に所定の保険金をお支払いするリビング・ニーズ特約のバージョンアップ型として、お支払いの対象となる保険種類の範囲をより拡大したリビング・ニーズ特約(2009)(平成21年4月発売)
- ⑬ 「1日以上入院」、「公的医療保険制度上の手術」、「生活習慣病」や「先進医療」に対する保障を用意するなど、最新の医療の現状に対応した解約返戻金抑制型医療保険(平成23年4月発売)
- ⑭ 金融機関窓口販売商品として、5年ごとに医療費の補填など自由に活用できる生存給付金が受け取れる生存給付金特約付解約返戻金抑制型医療保険(平成24年7月発売)
- ⑮ 金融機関窓口販売商品として、大切なお子さまの教育資金を効率よく準備したいというニーズにお応えする学資保険(平成27年4月発売)

9 主な保険商品一覧(平成28年5月2日現在)

(1) 主な個人向け商品

④ 契約年齢の範囲内でも、ご契約内容などによりご加入いただけない場合があります。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
セカンドライフのための備えをお考えの方に	3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険	しんきんらいふ年金FS フコクしんらい定額年金	0歳～80歳
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	5年ごと利差配当付終身保険(一時払型)	しんきんらいふ終身FS フコクしんらい終身保険	15歳～85歳
もしものときの備えと悪性新生物(がん)になったときの備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約付定期保険	がん保険金付定期保険	15歳～70歳
病気やけがによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険	ハローキティの医療保険	0歳～75歳 (契約年齢0歳は、生後15日以上)
大切なお子さまの教育資金を効率よく準備したいとお考えの方に	学資保険	ハローキティの学資保険	被保険者：0歳～7歳 保険契約者：20歳～59歳 (保険料払込免除なしの場合、保険契約者の契約年齢の制限なし)

※取扱商品は金融機関により異なる場合があります。

【一般代理店(金融機関以外の代理店)でお取り扱いしている商品】

主なご利用の目的	保険種類	販売名称	契約年齢範囲
もしものときの備えを生涯にわたり確保したいとお考えの方に	5年ごと利差配当付終身保険	終身保険	15歳～75歳
	終身保険		
	5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険	NOぶろぶれむ	15歳～65歳
低解約返戻金型終身保険			
年齢などの理由で保険加入をあきらめていた方に	長寿祝金支払特則付低解約返戻金型終身保険(無選択型)	ご長寿万歳	50歳～80歳
もしものときの備えを割安な保険料で確保したいとお考えの方に	定期保険	だいじょうぶ	6歳～75歳
	低解約返戻金型長期定期保険	低解約返戻金型長期定期保険	
	通増定期保険	通増定期保険	15歳～75歳
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障保険	守ってあげたいFS	15歳～75歳
保障と財産の形成を同時にお考えの方に	5年ごと利差配当付養老保険	充実樹	3歳～75歳
	養老保険		3歳～70歳
セカンドライフのための備えをお考えの方に	5年ごと利差配当付個人年金保険	歳々・楽々	16歳～65歳
大切なお子さまの教育資金などの準備をお考えの方に	5年ごと利差配当付こども保険	成長樹	被保険者： 0歳～9歳 保険契約者： 20歳～60歳
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険	15歳～70歳
	特定疾病保障定期保険	特定疾病保障定期保険	
病気やけがによる入院などへの備えをお考えの方に	解約返戻金抑制型医療保険	医療自在FS	0歳～80歳 (契約年齢0歳は、生後15日以上)

※取扱商品は代理店により異なる場合があります。

(2) 主な特約

① 特約によっては、保険種類やご契約内容などにより付加することができない場合があります。

① 死亡・高度障害の保障を大きくするための特約

主なご利用の目的	特約名
より充実した保障をお考えの方に	平準定期保険特約
もしものときの毎月の生活資金を確保したいとお考えの方に	低解約返戻金型収入保障特約
3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)への備えをお考えの方に	特定疾病保障定期保険特約
もしものときの備えと悪性新生物(がん)になったときの備えをお考えの方に	がん保障定期保険特約

② 災害保障を追加するための特約

主なご利用の目的	特約名
災害による死亡・高度障害状態への備えをお考えの方に	災害割増特約
災害による死亡・身体障害への備えをお考えの方に	傷害特約

③ 死亡・高度障害保障を他の保障に移行させるための特約

主なご利用の目的	特約名
終身保険などについて、生涯にわたる保障に代えて年金で受け取ることをお考えの方に	5年ごと利差配当付年金支払移行特約

④ 生存中に保険金を受け取るための特約

主なご利用の目的	特約名
余命6ヵ月以内と判断されたときに所定の保険金を受け取ることをお考えの方に	リビング・ニーズ特約(2009)

(3) 解約返戻金抑制型医療保険専用の特約

① 特約によっては、ご契約内容などにより付加することができない場合があります。

主なご利用の目的	特約名
がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患の七大生活習慣病への備えをお考えの方に	七大生活習慣病特約
がん、脳卒中、急性心筋梗塞への備えをお考えの方に	三大疾病入院一時金特約
先進医療への備えをお考えの方に	先進医療特約
在宅治療への備えをお考えの方に	特定在宅治療支援特約

上記の説明内容は主な個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面」(または「ご契約の概要」 「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

(4) 企業・団体向け商品

名称	特徴
総合福祉団体定期保険	団体(会社・協同組合等)の定める福利厚生規程(弔慰金・死亡退職金規程など)の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
団体定期保険(Bグループ保険)	団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。
団体信用生命保険	賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

10 情報システムに関する状況

基幹システムである契約管理システムはホストコンピュータにより運用しており、新契約、保険金等の支払、決算等の社内事務で使用しています。代理店向けシステムとしては、金融機関代理店向けとして富国生命「えふなび」システム、一般代理店向けとして共栄火災「KITねっと」システム、当社独自の「Go! FS」システムをそれぞれ利用し、契約内容照会等の各種のサービスを提供しています。

契約管理システムにつきましては、事務の正確性や効率性の向上、新商品開発の効率化、システム開発や運用コストの低減などを実現するため全面的に再構築中で、平成28年度中の稼動を予定しています。従来のホストコンピュータで稼動するシステムから、最新の技術を適用したサーバ型システムへと大幅に変更になります。システムの構築は、生命保険の契約管理システムとして実績のあるパッケージをベースに、当社独自の保険商品や機能を追加する方式で開発を行っております。システムの開発にあたっては、効率性やコストの低減のためにオフショアによる開発方式を導入しています。

11 保険金・給付金のお支払状況について

平成27年度に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金713件、給付金6,299件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金16件、給付金371件でした。

■保険金等のお支払件数、お支払非該当件数および内訳

(平成27年度)

区 分	平成27年度		
	保 険 金	給 付 金	合 計
詐欺による取消	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	7	7	14
重大事由による解除	0	0	0
免責事由に該当	5	4	9
支払事由に非該当	4	360	364
その他	0	0	0
お支払非該当件数合計	16	371	387
お支払件数	713	6,299	7,012

(ご参考 平成26年度)

平成26年度		
保 険 金	給 付 金	合 計
0	0	0
0	0	0
3	6	9
0	0	0
2	7	9
5	406	411
0	0	0
10	419	429
604	5,997	6,601

(注)上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による取消	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結(または復活)された場合、保険契約は取消となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結(または復活)した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることもできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」(免責事由)に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	382,664	236,842	133,160	179,458	196,692
経常利益	4,083	4,368	4,691	4,754	3,294
基礎利益	3,920	4,346	3,664	2,757	2,491
当期純利益	566	839	1,815	1,086	1,651
資本金総額	30,999	30,999	30,999	30,999	30,999
発行済株式の総数	552千株	552千株	552千株	552千株	552千株
総資産	1,361,605	1,560,096	1,631,350	1,743,220	1,870,142
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	1,320,668	1,510,490	1,579,881	1,685,569	1,803,241
貸付金残高	3,012	3,149	3,383	3,393	3,375
有価証券残高	1,311,890	1,512,474	1,566,604	1,677,441	1,804,290
ソルベンシー・マージン比率	564.4%	568.7%	577.9%	617.2%	677.0%
従業員数	183名	195名	221名	237名	255名
保有契約高	2,462,962	2,652,773	2,778,334	2,856,200	2,951,943
うち個人保険	817,657	892,584	931,663	1,008,306	1,099,178
うち個人年金保険	1,188,134	1,291,092	1,348,339	1,409,939	1,482,242
うち団体保険	457,170	469,096	498,330	437,954	370,522

(注) 1. 資本金総額は、資本金と資本準備金の合計を記載しています。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度		科 目	年 度	
	平成26年度末 (平成27年3月31日現在)	平成27年度末 (平成28年3月31日現在)		平成26年度末 (平成27年3月31日現在)	平成27年度末 (平成28年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	52,338	52,564	保 険 契 約 準 備 金	1,688,473	1,806,177
現 金	0	0	支 払 備 金	2,196	2,284
預 貯 金	52,338	52,564	責 任 準 備 金	1,685,569	1,803,241
有 価 証 券	1,677,441	1,804,290	契 約 者 配 当 準 備 金	707	650
国 債	857,675	917,442	代 理 店 借	377	480
地 方 債	378,708	410,729	再 保 険 借	14	12
社 債	440,554	475,648	そ の 他 負 債	3,477	2,375
株 式	215	201	未 払 法 人 税 等	805	203
そ の 他 の 証 券	287	267	未 払 金	167	81
貸 付 金	3,393	3,375	未 払 費 用	1,113	1,150
保 険 約 款 貸 付	3,393	3,375	預 り 金	17	15
有 形 固 定 資 産	211	207	リ ー ス 債 務	1,206	722
建 物	91	103	資 産 除 去 債 務	22	26
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	119	103	仮 受 金	145	175
無 形 固 定 資 産	3,263	3,258	退 職 給 付 引 当 金	1	2
ソ フ ト ウ ェ ア	848	710	特 別 法 上 の 準 備 金	8,643	9,000
リ ー ス 資 産	1,102	658	価 格 変 動 準 備 金	8,643	9,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,312	1,888	繰 延 税 金 負 債	—	1,837
代 理 店 貸	4	2	負 債 の 部 合 計	1,700,988	1,819,886
再 保 険 貸	2	0	(純 資 産 の 部)		
そ の 他 資 産	6,054	6,442	資 本 金	20,499	20,499
未 収 金	1,501	1,759	資 本 剰 余 金	10,499	10,499
前 払 費 用	202	143	資 本 準 備 金	10,499	10,499
未 収 収 益	4,066	4,238	利 益 剰 余 金	4,223	5,875
預 託 金	248	252	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,223	5,875
仮 払 金	35	47	繰 越 利 益 剰 余 金	4,223	5,875
繰 延 税 金 資 産	510	—	株 主 資 本 合 計	35,223	36,875
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,008	13,380
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,008	13,380
			純 資 産 の 部 合 計	42,232	50,255
資 産 の 部 合 計	1,743,220	1,870,142	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,743,220	1,870,142

2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成26年度	平成27年度
		(平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで)
		金 額	金 額
経 常 収 益		179,458	196,692
保 険 料 等 収 入		153,338	170,780
保 険 料 入		153,256	170,665
再 保 険 収 入		81	115
資 産 運 用 収 益		25,492	25,117
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		23,404	24,226
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金 利 息		23,283	24,106
貸 付 金 利 息		121	120
そ の 他 利 息 配 当 金 益		—	0
有 価 証 券 売 却 益		2,088	890
そ の 他 経 常 収 益		627	794
年 金 特 約 取 扱 受 入 金 益		38	43
保 険 金 据 置 受 入 金 益		574	727
そ の 他 経 常 収 益		13	23
経 常 費 用		174,703	193,398
保 険 金 等 支 払 金		56,601	62,654
保 険 支 払 金		4,477	4,692
年 給 解 約 返 戻 金		800	1,154
給 付 返 戻 金		9,811	10,656
そ の 他 返 戻 金		41,212	45,907
再 保 険 料		129	76
再 保 険 料		171	166
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		105,780	117,760
支 払 備 金 繰 入 額		92	88
責 任 準 備 金 繰 入 額		105,687	117,672
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		0	0
資 産 運 用 費 用		24	20
支 払 利 息		14	9
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		0	0
そ の 他 運 用 費 用		10	10
事 業 費 用		9,601	10,307
そ の 他 経 常 費 用		2,695	2,655
保 険 金 据 置 支 払 金 費		451	459
税 減 価 償 却 費		1,173	1,309
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		1,067	885
そ の 他 経 常 費 用		1	0
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		0	0
特 別 利 益		4,754	3,294
特 別 利 益		0	—
固 定 資 産 等 処 分 益		0	—
特 別 損 失		2,335	357
固 定 資 産 等 処 分 損 失		1	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		2,333	357
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		2,333	357
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		483	422
税 引 前 当 期 純 利 益		1,935	2,514
法 人 税 及 び 住 民 税		1,454	886
法 人 税 等 調 整 額		△ 604	△ 24
法 人 税 等 合 計		849	862
当 期 純 利 益		1,086	1,651

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	平成26年度 (平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	1,935	2,514
減価償却費	1,067	885
支払備金の増減額(△は減少)	92	88
責任準備金の増減額(△は減少)	105,687	117,672
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	483	422
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△0	0
価格変動準備金の増減額(△は減少)	2,333	357
利息及び配当金等収入	△23,404	△24,226
有価証券関係損益(△は益)	△2,088	△890
支払利息	14	9
有形固定資産関係損益(△は益)	1	0
代理店貸の増減額(△は増加)	△3	1
再保険貸の増減額(△は増加)	14	1
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△398	△212
代理店借の増減額(△は減少)	37	103
再保険借の増減額(△は減少)	△0	△1
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	427	69
その他	40	50
小 計	86,241	96,846
利息及び配当金等の受取額	23,420	24,221
利息の支払額	△14	△9
契約者配当金の支払額	△511	△479
法人税等の支払額	△1,424	△1,488
法人税等の還付額	2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,713	119,089
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△192,146	△195,410
有価証券の売却・償還による収入	87,132	78,020
貸付けによる支出	△1,840	△1,561
貸付金の回収による収入	1,810	1,553
その他	△10	0
資産運用活動計	△105,053	△117,397
(営業活動及び資産運用活動計)	(2,660)	(1,692)
有形固定資産の取得による支出	△80	△35
有形固定資産の売却による収入	0	—
無形固定資産の取得による支出	△982	△900
その他	△7	△9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△106,123	△118,343
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△740	△520
財務活動によるキャッシュ・フロー	△740	△520
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	849	225
現金及び現金同等物期首残高	51,489	52,338
現金及び現金同等物期末残高	52,338	52,564

(注)現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 株主資本等変動計算書

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,499	10,499	10,499	3,137	3,137	34,137	4,075	4,075	38,213
当期変動額									
当期純利益				1,086	1,086	1,086			1,086
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							2,932	2,932	2,932
当期変動額合計				1,086	1,086	1,086	2,932	2,932	4,019
当期末残高	20,499	10,499	10,499	4,223	4,223	35,223	7,008	7,008	42,232

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,499	10,499	10,499	4,223	4,223	35,223	7,008	7,008	42,232
当期変動額									
当期純利益				1,651	1,651	1,651			1,651
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							6,371	6,371	6,371
当期変動額合計				1,651	1,651	1,651	6,371	6,371	8,023
当期末残高	20,499	10,499	10,499	5,875	5,875	36,875	13,380	13,380	50,255

注記事項

(貸借対照表関係)

平成26年度末	平成27年度末
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(4) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>(8) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 ・リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(9) 責任準備金対応債券 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、当期より、A L M運用の更なる高度化を図る目的で、平成22年9月以前締結の一時払災害死亡給付金付個人年金保険を対象とする小区分を、平成22年10月以降締結の一時払災害死亡給付金付個人年金保険を対象とする小区分に統合しております。この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、建物(附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(3) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>(4) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>(8) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 ・リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(9) 責任準備金対応債券 個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、当期より、A L M運用の更なる高度化を図る目的で、5年ごと利差配当付一時払終身保険を対象とする小区分を新設しております。この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。</p>

平成26年度末

2. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	52,338	52,338	-
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	52,338	52,338	-
有価証券	1,677,441	1,813,583	136,142
満期保有目的の債券	466,198	527,650	61,451
責任準備金対応債券	908,919	983,610	74,690
その他有価証券	302,322	302,322	-
貸付金	3,393	3,393	△0
保険約款貸付	3,393	3,393	△0

- (1) 現金及び預貯金(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)
現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)
・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
- (3) 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。
3. 貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は0百万円で、その合計額は4百万円であります。なお、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額は165百万円であります。
5. 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円、金銭債務の総額は143百万円であります。
6. 繰延税金資産の総額は3,422百万円、繰延税金負債の総額は2,788百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は122百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,493百万円及び保険契約準備金620百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額2,782百万円であります。
当年度における法定実効税率は30.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率43.9%との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響11.4%、住民税均等割1.5%であります。
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率は30.8%を適用していましたが28.8%に変更にな

平成27年度末

2. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	52,564	52,564	-
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	52,564	52,564	-
有価証券	1,804,290	2,028,283	223,992
満期保有目的の債券	469,206	585,663	116,456
責任準備金対応債券	1,031,585	1,139,121	107,536
その他有価証券	303,498	303,498	-
貸付金	3,375	3,375	△0
保険約款貸付	3,375	3,375	△0

- (1) 現金及び預貯金(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)
現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券(預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)
・市場価格のある有価証券
3月末日の市場価格等によっております。
・市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
- (3) 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。
3. 貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は0百万円で、その合計額は6百万円であります。なお、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。
破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額は207百万円であります。
5. 関係会社に対する金銭債権の総額は3百万円、金銭債務の総額は126百万円であります。
6. 繰延税金資産の総額は3,446百万円、繰延税金負債の総額は5,161百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は121百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金2,520百万円及び保険契約準備金622百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額5,154百万円であります。
当年度における法定実効税率は28.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率34.3%との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響3.9%、住民税均等割1.1%であります。
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適

平成26年度末	平成27年度末																				
<p>りました。この変更により、当期末における繰延税金資産は34百万円の減少となります。また、法人税等調整額は220百万円の増加となります。</p>	<p>用される法定実効税率は28.8%を適用しておりましたが、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものについては28.2%、平成30年4月1日以降のものについては28.0%にそれぞれ変更になりました。この変更により、当期末における繰延税金負債は57百万円の減少となります。また、法人税等調整額は98百万円の増加となります。</p>																				
<p>7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>735百万円</td> </tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td> <td>511百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>483百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>707百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	735百万円	当期契約者配当金支払額	511百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	483百万円	当期末現在高	707百万円	<p>7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>707百万円</td> </tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td> <td>479百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>422百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>650百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	707百万円	当期契約者配当金支払額	479百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	422百万円	当期末現在高	650百万円
当期首現在高	735百万円																				
当期契約者配当金支払額	511百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	483百万円																				
当期末現在高	707百万円																				
当期首現在高	707百万円																				
当期契約者配当金支払額	479百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	422百万円																				
当期末現在高	650百万円																				
<p>8. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は20百万円であります。</p>	<p>8. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は22百万円であります。</p>																				
<p>9. 1株当たりの純資産額は76,400円83銭であります。</p>	<p>9. 1株当たりの純資産額は90,914円93銭であります。</p>																				
<p>10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,022百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,094百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>																				
<p>11. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p>	<p>11. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p>																				
<p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の従業員については退職一時金制度によっており、簡便法により退職給付引当金1百万円及び退職給付引当金繰入額1百万円を計上しております。</p>	<p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の従業員については退職一時金制度によっており、簡便法により退職給付引当金2百万円及び退職給付引当金繰入額0百万円を計上しております。</p>																				
<p>(2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、72百万円であります。</p>	<p>(2)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、82百万円であります。</p>																				

注記事項

(損益計算書関係)

平成26年度	平成27年度
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は517百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,083百万円、株式等5百万円であります。</p> <p>3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は1百万円であります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は1,965円00銭であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は451百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券890百万円であります。</p> <p>3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は1百万円であります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は2,987円96銭であります。</p>

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

平成26年度					平成27年度				
発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	552	—	—	552	普通株式	552	—	—	552
合 計	552	—	—	552	合 計	552	—	—	552

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	6
危険債権	0	0
要管理債権	—	—
小 計	5	6
(対合計比)	(0.15)	(0.20)
正常債権	3,436	3,416
合 計	3,441	3,423

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
破綻先債権額	4	6
延滞債権額	0	0
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	4	6
(貸付残高に対する比率)	(0.15)	(0.19)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	平成26年度末	平成27年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	58,593	69,244
資本金等	35,223	36,875
価格変動準備金	8,643	9,000
危険準備金	1,893	1,981
一般貸倒引当金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	8,812	16,681
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,274	2,385
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	1,745	2,319
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	18,984	20,455
保険リスク相当額 R_1	606	570
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	114	112
予定利率リスク相当額 R_2	384	391
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	18,199	19,638
経営管理リスク相当額 R_4	386	414
ソルベンシー・マージン比率	617.2%	677.0%
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$		

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末					平成27年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	466,198	527,650	61,451	61,723	271	469,206	585,663	116,456	116,456	-
責任準備金対応債券	908,919	983,610	74,690	75,040	350	1,031,585	1,139,121	107,536	107,589	53
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	292,531	302,322	9,791	9,876	85	284,963	303,498	18,535	18,535	0
公 社 債	292,281	301,820	9,538	9,623	85	284,714	303,029	18,314	18,315	0
株 式	93	215	122	122	-	93	201	108	108	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	156	287	131	131	-	156	267	111	111	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,667,649	1,813,583	145,933	146,641	707	1,785,755	2,028,283	242,528	242,581	53
公 社 債	1,667,400	1,813,081	145,680	146,388	707	1,785,506	2,027,814	242,307	242,361	53
株 式	93	215	122	122	-	93	201	108	108	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	156	287	131	131	-	156	267	111	111	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末			平成27年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	448,311	510,035	61,723	469,206	585,663	116,456
公 社 債	448,311	510,035	61,723	469,206	585,663	116,456
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	17,887	17,615	△ 271	-	-	-
公 社 債	17,887	17,615	△ 271	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末			平成27年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	873,642	948,683	75,040	1,013,797	1,121,387	107,589
公 社 債	873,642	948,683	75,040	1,013,797	1,121,387	107,589
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	35,276	34,926	△ 350	17,787	17,734	△ 53
公 社 債	35,276	34,926	△ 350	17,787	17,734	△ 53
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末			平成27年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	269,982	279,858	9,876	281,963	300,499	18,535
公 社 債	269,732	279,356	9,623	281,714	300,029	18,315
株 式	93	215	122	93	201	108
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	156	287	131	156	267	111
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	22,549	22,464	△ 85	3,000	2,999	△ 0
公 社 債	22,549	22,464	△ 85	3,000	2,999	△ 0
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
非 上 場 国 内 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 株 式 (店 頭 売 買 株 式 を 除 く)	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

責任準備金対応債券について

当社では、金利変動リスクを管理する観点から、保険商品の運用における債券の組み入れにあたり、保険負債のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度)と債券資産のデュレーションとを概ね一致させる方針としております。

「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづいて、以下の保険契約群(小区分)を特定し、保有債券の一部を責任準備金対応債券に区分しております。

- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険(一時払)
- ・ 5年ごと利差配当付終身保険(一時払)

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) ディリバティブ取引の時価情報

- ① 定性的情報
平成26年度、平成27年度には、取引の実績はありません。
- ② 定量的情報
平成26年度末、平成27年度末には、取引残高はありません。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		平成26年度	平成27年度
基礎利益	A	2,757	2,491
キャピタル収益		2,088	890
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		2,088	890
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		—	—
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		—	—
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	2,088	890
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	4,846	3,381
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		91	87
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		91	87
個別貸倒引当金繰入額		0	0
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 91	△ 87
経常利益	A+B+C	4,754	3,294

〈参考〉基礎利益の内訳(三利源)

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度
基礎利益(①+②+③)	2,757	2,491
① 費差損益	△ 1,629	△ 1,859
② 危険差損益	1,720	1,626
③ 利差損益	2,666	2,724

(注) 1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。

2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。

3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。

11 計算書類等についての会計監査人による監査

平成27年度の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号にもとづき、会計監査人であるきさらぎ監査法人による監査を受けております。

12 財務諸表についての代表者による確認

平成27年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」ならびに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていることおよび内部監査が有効に機能していることを確認しております。

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 保有契約高および新契約高

① 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成26年度末				平成27年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	191,659	12.9	1,008,306	8.2	215,305	12.3	1,099,178	9.0
個人年金保険	378,607	6.8	1,409,939	4.6	403,904	6.7	1,482,242	5.1
団体保険	—	—	437,954	△ 12.1	—	—	370,522	△ 15.4

(注)個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成26年度						平成27年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	29,119	43.5	134,593	45.5	134,593	—	30,810	5.8	143,306	6.5	143,306	—
個人年金保険	34,335	10.3	108,725	8.1	108,725	—	37,547	9.4	126,021	15.9	126,021	—
団体保険	—	—	489	—	489	—	—	—	4,707	861.7	4,707	—

(注)個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	33,816	16.1	39,559	17.0
個人年金保険	123,993	3.6	128,581	3.7
合 計	157,810	6.1	168,141	6.5
うち医療保障・生前給付保障等	1,692	△ 1.2	1,685	△ 0.4

② 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	5,850	64.0	6,920	18.3
個人年金保険	8,354	11.2	9,087	8.8
合 計	14,204	28.2	16,008	12.7
うち医療保障・生前給付保障等	98	△ 1.6	93	△ 4.7

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付等)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(3) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			平成26年度末	平成27年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	1,004,686	1,092,722
		個人年金保険	—	—
		団体保険	437,912	370,473
		その他共計	1,442,598	1,463,195
	災害死亡	個人保険	(79,111)	(75,159)
		個人年金保険	(120,971)	(124,828)
		団体保険	(1,382)	(1,325)
		その他共計	(201,465)	(201,313)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	3,620	6,456
		個人年金保険	1,405,905	1,477,030
		団体保険	—	—
		その他共計	1,409,525	1,483,487
	年金	個人保険	(—)	(1,306)
		個人年金保険	(239,194)	(248,305)
		団体保険	(5)	(5)
		その他共計	(239,199)	(249,617)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	4,033	5,211
		団体保険	42	48
		その他共計	4,076	5,260
入院保障	災害入院	個人保険	(213)	(214)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(9)	(9)
		その他共計	(223)	(224)
	疾病入院	個人保険	(213)	(214)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(214)	(215)
	その他の条件付入院	個人保険	(149)	(143)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(150)	(143)

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡欄に計上しています。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			平成26年度末	平成27年度末
障 害 保 障	個人保険	9,477	8,881	
	個人年金保険	10	11	
	団体保険	39,137	38,389	
	その他共計	48,624	47,281	
手 術 保 障	個人保険	44,869	45,553	
	個人年金保険	177	168	
	団体保険	—	—	
	その他共計	45,046	45,721	

(4)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		平成26年度末	平成27年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	634,700	735,546
	定 期 保 険	206,740	207,042
	そ の 他 共 計	995,012	1,083,783
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	9,588	8,856
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	84	81
	そ の 他 共 計	13,172	12,128
生 存 保 険		121	3,266
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	1,409,939	1,482,242
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	38,275	36,471
	傷 害 特 約	39,061	37,073
	災 害 入 院 特 約	114	106
	疾 病 特 約	114	106
	成 人 病 特 約	3	3
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	146	140

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(5)異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	169,832	931,663	191,659	1,008,306
新 契 約	29,119	134,593	30,810	143,306
更 新	635	4,464	720	2,624
復 活	183	911	202	416
保 険 金 額 の 増 加	428	439	394	410
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 異 動 に よ る 増 加	1	13	—	—
死 亡	638	2,894	770	3,553
満 期	1,665	12,176	1,499	7,990
保 険 金 額 の 減 少	5,035	9,890	5,226	9,902
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	5,064	35,523	5,049	32,264
失 効	646	2,747	673	1,702
そ の 他 の 異 動 に よ る 減 少	98	546	95	474
年 末 現 在	191,659	1,008,306	215,305	1,099,178
(増 加 率)	(12.9)	(8.2)	(12.3)	(9.0)
純 増 加	21,827	76,642	23,646	90,872
(増 加 率)	(52.1)	(96.1)	(8.3)	(18.6)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	354,526	1,348,339	378,607	1,409,939
新 契 約	34,335	108,725	37,547	126,021
復 活	26	99	47	130
金 額 の 増 加	5	43	4	39
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	994	2,155	1,276	2,468
死 亡	2,046	9,358	2,312	10,520
支 払 満 了	116	224	173	242
金 額 の 減 少	525	1,455	524	1,439
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	7,974	35,136	9,561	39,955
失 効	143	410	252	727
その他の異動による減少	995	2,840	1,275	3,471
年 末 現 在	378,607	1,409,939	403,904	1,482,242
(増 加 率)	(6.8)	(4.6)	(6.7)	(5.1)
純 増 加	24,081	61,599	25,297	72,302
(増 加 率)	(7.6)	(7.6)	(5.0)	(17.4)

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	2,357,119	498,330	2,257,639	437,954
新 契 約	13,800	489	1,266	4,707
更 新	126,513	69,171	132,658	66,353
中 途 加 入	135,404	66,434	146,446	55,543
保 険 金 額 の 増 加	3,219	618	3,038	711
その他の異動による増加	40	4,328	3,883	36
死 亡	9,605	245	8,873	288
満 期	122,715	71,065	137,565	68,929
脱 退	241,023	48,448	218,419	39,990
保 険 金 額 の 減 少	3,862	4,522	400	4,149
解 約	1,844	292	—	—
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	50	76,844	370	81,427
年 末 現 在	2,257,639	437,954	2,176,665	370,522
(増 加 率)	(△ 4.2)	(△ 12.1)	(△ 3.6)	(△ 15.4)
純 増 加	△ 99,480	△ 60,375	△ 80,974	△ 67,432
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

(6) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険・個人年金保険には、無配当保険、5年ごと利差配当付保険および3年ごと利差配当付保険の3種類があります。このうち、契約者配当の対象となる保険種類は以下のとおりです。

- ・ 5年ごと利差配当付終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付こども保険
- ・ 5年ごと利差配当付年金支払移行特約
- ・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付養老保険
- ・ 5年ごと利差配当付個人年金保険
- ・ 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

契約者配当は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごと、または3年ごとにお支払いいたします。

そのために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が予定した運用益を超えた場合は、当社の定める利差益配当率にもとづく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が予定した運用益を下回った場合は、それまでに積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当準備金は、配当金としてお支払いを約束するものではなく、今後の運用実績等によって変動(増減)し、配当金をお支払いできないこともあります。

なお、利差益配当率は以下のとおりです。

対象となる保険契約				利差益配当率	
				平成26年度	平成27年度
5年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払	払	1.80%－予定利率 ただし予定利率が 1.25%の場合はゼロ	1.80%－予定利率 ただし予定利率が 1.25%の場合はゼロ
	一	時	払	1.50%－予定利率 ただし予定利率が1.50% より小さい場合はゼロ	1.50%－予定利率 ただし予定利率が1.50% より小さい場合はゼロ
3年ごと 利差配当付保険	年 半 月	年 払	払	1.50%－予定利率 ただし予定利率が 1.25%の場合はゼロ	1.50%－予定利率 ただし予定利率が 1.25%の場合はゼロ
	一	時	払	ゼロ	ゼロ

ハ. 平成27年度決算にもとづく契約者配当金例示

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成23年10月1日	1.65%	5年	24,731円	467円
平成18年10月1日	1.65%	10年	25,149円	1,320円
平成13年10月1日	1.65%	15年	25,149円	2,228円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、30年満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成23年10月1日	1.65%	5年	31,378円	610円
平成18年10月1日	1.65%	10年	31,436円	1,701円
平成13年10月1日	1.65%	15年	31,436円	2,876円

〈例3〉3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の場合

50歳加入、60歳年金開始、年金支払期間5年、一時払、保険料100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	配当金
平成25年10月1日	0.80%	3年	1,000,000円	0円
平成22年10月1日	1.25%	6年	1,000,000円	0円

- (注) 1. 経過年数とは平成28年4月1日から平成29年3月31日の間の契約応当日での経過を示します。
2. 上記配当金は、責任準備金に各年度の利差益配当率を乗じた金額の合計となります。

② 団体保険

団体定期保険等の団体保険については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いいたします。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度
個 人 保 険	8.2	9.0
個 人 年 金 保 険	4.5	5.1
団 体 保 険	△ 12.1	△ 15.4

(注)個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成26年度	平成27年度
新 契 約 平 均 保 険 金	4,622	4,651
保 有 契 約 平 均 保 険 金	5,260	5,105

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度
個 人 保 険	14.4	14.2
個 人 年 金 保 険	8.1	9.0
団 体 保 険	0.1	1.1

(4) 解約失効率(対年度始)

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度
個 人 保 険	5.0	4.3
個 人 年 金 保 険	2.7	3.0
団 体 保 険	0.8	0.8

(注)解約失効率は、増額、減額および復活により、解約失効高を修正して算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

平成26年度	平成27年度
9,957	9,643

(6) 死亡率(個人保険主契約)

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
3.76	4.02	3.31	3.70

(注)死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)/2} で算出しています。

(7) 特約発生率(個人保険)

(単位：‰)

区 分		平成26年度	平成27年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	0.30
	金 額	—	0.13
障 害 保 障 契 約	件 数	0.30	0.44
	金 額	0.08	0.14
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	4.97	4.98
	金 額	166.13	174.36
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	47.49	49.01
	金 額	967.01	929.61
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	24.43	23.86
	金 額	236.54	341.36
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	43.65	43.70
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

(注) 1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しています。

2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しています。

(8) 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

平成26年度	平成27年度
6.3	6.0

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成26年度	平成27年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成26年度	平成27年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成26年度	平成27年度
AA-	29.0%	38.1%
A+	71.0%	61.9%

(注) 格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものに基づいております。

(12) 未だ收受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成26年度	平成27年度
—	—

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
第三分野発生率	29.2	30.2
医療(疾病)	31.9	30.7
がん	34.4	22.4
介護	—	—
その他	20.1	29.3

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しています。

①医療(疾病)：医療保険、疾病入院特約等。

②がん：がん入院特約、がん診断給付金特約等。

③介護：該当ありません。

④その他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付を行う主契約および特約。

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

{保険金・給付金等の支払額＋対応する支払備金繰入額＋保険金支払いに係る事業費等} ÷
{(年度始保有契約年換算保険料＋年度末保有契約年換算保険料) / 2}

3. 上記2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. 上記2の算式中、保険金支払いに係る事業費等には、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成26年度末	平成27年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	478	547
	災 害 保 険 金	1	0
	高 度 障 害 保 険 金	27	28
	満 期 保 険 金	21	10
	そ の 他	—	—
小 計		529	586
年 給 付 金		3	4
解 約 返 戻 金		1,011	1,276
保 険 金 据 置 支 払 金		649	408
保 險 金 据 置 支 払 金		1	1
そ の 他 共 計		2,196	2,284

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成26年度末	平成27年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	460,496	538,847
	個 人 年 金 保 険	1,223,115	1,262,345
	団 体 保 険	64	67
	そ の 他	—	—
	小 計	1,683,675	1,801,260
危 険 準 備 金		1,893	1,981
合 計		1,685,569	1,803,241

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
保 険 料 積 立 金	1,681,816	1,799,055
未 経 過 保 険 料	1,859	2,204
危 険 準 備 金	1,893	1,981
合 計	1,685,569	1,803,241

(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成26年度末	平成27年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	32,714	2.00～3.10
2001年度～2005年度	33,594	1.15～1.50
2006年度～2010年度	829,807	1.15～1.50
2011年度	324,843	0.90～1.50
2012年度	193,964	0.90～1.50
2013年度	99,119	0.65～1.00
2014年度	137,805	0.80～1.00
2015年度	149,343	0.50～1.00

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
平成 26 年度	前年度末現在	91	153	489	735
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	5	37	469	511
	当年度繰入額	12	14	457	483
	当年度末現在	98	130	477	707
		(70)	(97)	(—)	(167)
平成 27 年度	前年度末現在	98	130	477	707
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	4	34	440	479
	当年度繰入額	14	12	396	422
	当年度末現在	109	108	433	650
		(73)	(83)	(—)	(156)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額
貸倒 引当 金	一般貸倒引当金	0	0	0
	個別貸倒引当金	0	0	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		1	2	0
価格変動準備金		8,643	9,000	357

(注) 計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表関係)に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		20,499	—	—	20,499	
うち 既発行株式	普通株式	(552千株)	(—千株)	(—千株)	(552千株)	
	計	20,499	—	—	20,499	
		20,499	—	—	20,499	
資本剰余金	(資本準備金)	10,499	—	—	10,499	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	10,499	—	—	10,499	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
個人保険	83,165	93,393
(うち一時払)	(73,386)	(82,795)
(うち年払)	(1,517)	(1,868)
(うち半年払)	(32)	(39)
(うち月払)	(8,228)	(8,689)
個人年金保険	68,845	76,130
(うち一時払)	(62,489)	(67,334)
(うち年払)	(111)	(103)
(うち半年払)	(3)	(3)
(うち月払)	(6,240)	(8,689)
団体保険	1,246	1,141
その他共計	153,256	170,665

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成27年度 合 計	平成26年度 合 計
死亡保険金	3,231	—	485	3,717	3,161
災害保険金	10	—	0	10	0
高度障害保険金	84	—	55	140	108
満期保険金	824	—	—	824	1,206
その他	—	—	—	—	—
合 計	4,150	—	541	4,692	4,477

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成27年度 合 計	平成26年度 合 計
81	1,067	4	1,154	800

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成27年度 合 計	平成26年度 合 計
死亡給付金	1	9,579	—	9,580	8,780
入院給付金	217	0	0	217	228
手術給付金	154	0	—	154	156
障害給付金	6	—	—	6	3
生存給付金	402	0	—	402	392
一時金	40	225	—	265	228
その他	28	—	—	28	23
合 計	850	9,805	0	10,656	9,811

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成27年度 合 計	平成26年度 合 計
9,840	36,067	—	45,907	41,212

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累 計 額	当期末残高	償却累計率 (%)
有 形 固 定 資 産	415	42	207	207	49.9
建 物	136	9	32	103	23.6
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	278	32	175	103	62.7
無 形 固 定 資 産	5,708	843	2,450	3,258	42.9
そ の 他 の 資 産	—	—	—	—	—
合 計	6,124	885	2,657	3,466	43.4

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
営 業 活 動 費	3,302	3,581
営 業 管 理 費	116	140
一 般 管 理 費	6,182	6,586
合 計	9,601	10,307

(注)一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成26年度145百万円、平成27年度150百万円であります。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
国 税	750	758
消 費 税	527	583
地 方 法 人 特 別 税	207	158
印 紙 税	15	15
登 録 免 許 税	0	0
そ の 他 の 国 税	0	—
地 方 税	423	550
地 方 消 費 税	142	156
法 人 事 業 税	272	385
固 定 資 産 税	2	2
事 業 所 税	6	6
そ の 他 の 地 方 税	—	—
合 計	1,173	1,309

(18) リース取引

<リース取引(借主側)>

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 運用環境

平成27年度のわが国経済は、年度前半には日経平均株価が約18年半ぶりの高値水準に達するなどの明るい材料もあり、回復にむけて穏やかに歩み始めました。しかし、年度後半は原油価格の下落や世界経済の減速懸念が広がり、日本経済は足踏み状態にとどまりました。

国内株式市場については、日経平均は19,100円台での取引開始となりました。企業決算に対する期待などから株価は4月中旬に終値で20,000円の大台を回復しました。それ以降も大幅な円安の進行などを受けて株価は好調な推移を続け、6月には約18年半ぶりの高値水準を記録しました。しかし、その後は中国経済に対する懸念などを材料に株価は調整し、9月には17,000円を割り込みました。年末にかけて株価は持ち直す場面もあったものの、原油安の進行などを背景に再び下落に転じ、2月には15,000円を下回りました。国内投資家などの買いにより株価は年度末に向けて上昇し、16,700円台で取引を終了しました。

長期金利については、10年国債利回りは0.4%台で取引を開始しました。ギリシャ債務問題や米国の利上げ時期を材料に、金利は年度初から乱高下し、6月には0.5%を上回りました。しかし、それ以降は不安定な中国市場や原油価格の下落などを背景にリスク回避姿勢が促され金利は低下基調となり、10月には0.3%を割り込みました。金利上昇が抑えられた状況が続く中、1月には日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入が発表され、長期金利は3月に史上最低金利のマイナス0.135%を記録し、年度末はマイナス0.05%で取引を終了しました。

円相場については、1ドル120円台で取引を開始しました。5月中旬までは大きく水準を変えることなく推移していましたが、米国連邦準備制度理事会の議長が年内の利上げに言及したこともあり急激にドル高が進行し、6月には2002年12月以来の1ドル125円台を記録しました。しかし、その後は中国の中央銀行による人民元中心レートの突然の切り下げなどにより世界経済の先行き不安が高まり、円は大きく買い進まれ、8月には一時116円台となりました。9月以降は米国の利上げ観測の高まりなどにより120円台での推移が暫く続きました。年明け以降は、原油価格の下落が顕著になり、更に米国の利上げペースが鈍化するとの見方が強まり円は一段と買い進まれ、3月には1ドル110円台を記録し、年度末は1ドル112円台で取引を終えました。

② 運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としています。

市場動向や販売商品の特性を考慮し、外貨建資産については投資を控えています。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性向上を図ります。

③ 運用実績の概況

平成27年度末の一般勘定資産(総資産)は、前年度末から1,269億円増加し、1兆8,701億円となりました。主な内訳は公社債の1兆8,038億円で、総資産構成比96.5%であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が242億円、収益全体では251億円となりました。一方、資産運用費用は20百万円となり、資産運用収支は250億円となりました。

含み損益(時価と帳簿価額との差損益)は、2,425億円(内訳は国内公社債の2,423億円、株式の1億円、その他の証券の1億円)となりました。

④ ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	52,338	3.0	52,564	2.8
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,677,441	96.2	1,804,290	96.5
公 社 債	1,676,939	96.2	1,803,821	96.5
株 式	215	0.0	201	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	287	0.0	267	0.0
貸付金	3,393	0.2	3,375	0.2
保険約款貸付	3,393	0.2	3,375	0.2
一般貸付	—	—	—	—
不動産	91	0.0	103	0.0
繰延税金資産	510	0.0	—	—
その他	9,444	0.5	9,807	0.5
貸倒引当金	△0	△0.0	△0	△0.0
合 計	1,743,220	100.0	1,870,142	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
現預金・コールローン	849	225
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	110,836	126,849
公 社 債	110,750	126,882
株 式	26	△13
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
その他の証券	60	△19
貸付金	9	△17
保険約款貸付	9	△17
一般貸付	—	—
不動産	△4	12
繰延税金資産	△403	△510
その他	581	362
貸倒引当金	△0	△0
合 計	111,869	126,921
うち外貨建資産	—	—

(2)運用利回り

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度
現預金・コールローン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.58	1.45
うち 公 社 債	1.58	1.45
うち 株 式	8.89	4.32
うち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	3.55	3.57
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.52	1.40

(3)主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
現預金・コールローン	54,787	55,027
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1,608,285	1,722,677
うち 公 社 債	1,608,034	1,722,428
うち 株 式	94	93
うち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	3,418	3,359
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	98	105
一 般 勘 定 計	1,678,944	1,794,163
うち 海 外 投 融 資	—	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
利息及び配当金等収入	23,404	24,226
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,088	890
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	25,492	25,117

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
支払利息	14	9
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	0	0
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	10	10
合 計	24	20

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
預貯金利息	—	—
有価証券利息・配当金	23,283	24,106
公社債利息	23,271	24,094
株式配当金	3	4
外国証券利息配当金	—	—
貸付金利息	121	120
不動産賃貸料	—	—
その他共計	23,404	24,226

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
国 債 等 債 券	2,083	890
株 式 等	5	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	2,088	890

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	857,675	51.1	917,442	50.8
地 方 債	378,708	22.6	410,729	22.8
社 債	440,554	26.3	475,648	26.4
うち公社・公団債	157,861	9.4	179,940	10.0
株 式	215	0.0	201	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	287	0.0	267	0.0
合 計	1,677,441	100.0	1,804,290	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	52,814	143,328	244,090	320,373	121,282	795,552	1,677,441
国 債	27,288	59,330	89,867	127,257	44,910	509,020	857,675
地 方 債	9,042	36,324	88,936	68,850	20,665	154,888	378,708
社 債	16,483	47,672	65,285	124,264	55,706	131,141	440,554
株 式						215	215
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	287	287
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	平成27年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	87,230	142,076	437,285	140,793	129,033	867,872	1,804,290
国 債	31,044	58,370	152,169	59,487	37,978	578,392	917,442
地 方 債	28,356	34,687	141,003	15,562	31,186	159,932	410,729
社 債	27,829	49,018	144,112	65,743	59,867	129,077	475,648
株 式						201	201
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	267	267
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14)保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
公 社 債	1.43	1.38
外 国 公 社 債	—	—

(15)業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度末		平成27年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	30	14.2	36	18.1
	織 維 製 品	25	11.7	23	11.9
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	32	14.9	25	12.4
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	38	17.7	30	15.3
	電 気 機 器	39	18.4	29	14.8
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
精 密 機 器	—	—	—	—	
そ の 他 製 品	—	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	44	20.5	50	24.9
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業	—	—	5	2.6	
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
そ の 他 金 融 業	—	—	—	—	
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	5	2.6	—	—	
合 計	215	100.0	201	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
保 険 約 款 貸 付	3,393	3,375
契 約 者 貸 付	2,852	2,852
保 険 料 振 替 貸 付	540	523
一 般 貸 付	—	—
（うち非居住者貸付）	（—）	（—）
企 業 貸 付	—	—
（うち国内企業向け）	（—）	（—）
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	3,393	3,375

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23)有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額	償却累計率 (%)
平成 26 年度	土 地	—	—	—	—	—	—
	建 物	95	4	0	8	91	19.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	128	33	1	39	119	54.4
	合 計	224	37	1	47	211	43.9
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	土 地	—	—	—	—	—	—
	建 物	91	21	—	9	103	23.6
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	119	16	0	32	103	62.7
	合 計	211	38	0	42	207	49.9
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末
不 動 産 残 高	91	103
営 業 用	91	103
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	— 棟	— 棟

(24)固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
有 形 固 定 資 産	0	—
土 地	—	—
建 物	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	0	—
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	—
うち賃貸等不動産	—	—

(25)固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
有 形 固 定 資 産	1	0
土 地	—	—
建 物	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	1	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1	0
うち賃貸等不動産	—	—

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記V-9のとおりです。

VII 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

VIII 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しております。

I 保険会社の概況及び組織

1 沿革	14
2 経営の組織	15
3 店舗網一覧	15
4 資本金の推移	14
5 株式の総数	14
6 株式の状況	14
7 主要株主の状況	15
8 取締役及び監査役	16
9 会計参与の氏名又は名称	該当ありません 該当ありません
10 会計監査人の氏名又は名称	17
11 従業員の在籍・採用状況	17
12 平均給与（内勤職員）	17
13 平均給与（営業職員）	該当ありません

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	14
2 経営方針	2

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	28
2 契約者懇談会開催の概況	29
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	30
4 契約者に対する情報提供の実態	31
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	33
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	34
7 新規開発商品の状況	35
8 保険商品一覧	36
9 情報システムに関する状況	38
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	12

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

状況を示す指標	39
---------	----

V 財産の状況

1 貸借対照表	40
2 損益計算書	41
3 キャッシュ・フロー計算書	42
4 株主資本等変動計算書	43
5 債務者区分による債権の状況	48
6 リスク管理債権の状況	48
7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	49
9 有価証券等の時価情報（会社計）	50
10 経常利益等の明細（基礎利益）	53
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	54
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	54
14 事業年度末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	55
2 保険契約に関する指標等	60
3 経理に関する指標等	63
4 資産運用に関する指標等	68
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	77

VII 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	18	
2 法令遵守の体制	21	
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	22	
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	31
5 個人データ保護について	23	
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	27	

VIII 特別勘定に関する指標等

該当ありません

IX 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません



フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100 (代表)

URL <http://www.fukokushinrai.co.jp>